

第5章 大綱と基本方針

第1節 大綱

史跡の本質的な価値や現状と課題をふまえ、その保存・活用・調査研究・整備・運営体制等についての大綱を定めるため、その視点を以下の通り整理した。

1. 前提・動機（姉小路氏城跡の価値と保存・調査研究・整備・活用の推進の必要性）

姉小路氏城跡は、これまでの調査によって中世に古川盆地を治めた姉小路氏が築き、その後に三木氏・金森氏が改修しつつ利用したことが判明した。飛騨地域で時代を通して変遷を追うことができる城跡は稀であり、姉小路氏城跡は飛騨地域における中世から近世までの武家勢力の歴史的変遷を物語る城跡群と言える。このような歴史的に貴重な史跡であることから、その本質的価値を構成する要素については確実に保存しつつ、調査研究の成果をもとに整備活用を行って史跡の本質的価値を分かりやすく示していく必要がある。そのために飛騨市は継続的に調査研究を推進し、その成果を広く発信することで史跡の認知度を高めていく。さらにその成果を現地の整備やガイド等による案内など、まちづくりや観光の政策と連動しながら推進することで、地域全体の活性化や郷土愛の醸成につながるものと考ええる。

2. 現状の整理（これまでの保存活用のありかたと史跡を取り巻く社会背景）

史跡の保存にあたって日常的な維持管理が重要であるが、姉小路氏城跡は各城跡が広域に点在していること、民有地がほとんどであることから、維持管理は地域の保存団体や区が担ってきた。地域が主体となって山城を保存することは、史跡の保全に直接的に寄与するとともに、その地域に暮らす人々の誇りの醸成に繋がるものと言える。そのため飛騨市は、姉小路氏城跡の調査や保存活用の取り組みを開始して以降、上記のような地域の活動を積極的に支援してきた。

一方で、飛騨市を取り巻く社会背景として人口減少や高齢化が顕著であり、上記のような活動が可能な地域ばかりではなくなっている。国指定史跡に限っても、市内に所在する13か所（古川地域5か所、神岡地域8か所）の城館跡のうち、組織だって活動しているのは半数以下の6か所のみとなっている。これまでと同様に地域だけで守りたくても守れない状況となっている。

3. 史跡姉小路氏城跡の目指す姿

そういった実情も鑑みて、多数ある市内の山城は地域ごとに違ったあり方で保存活用を進めていくものである。遺構の保存は大前提としつつも、訪問しやすい山城について優先度を定めて整備活用を推進することで、史跡の本質的価値を体感できるようにする。整備活用にあたっては、観光の拠点や市民の憩いの場となるよう、魅力のある場所としていく。その上で、保全したい思いがありつつ、上記の社会背景から困難な地域には、例えば関係人口の施策を活用して広く人材を紹介して地域の住民と交流するなどして、継続的な活動の足掛かりにするとともに地域の保護意識が高めていきたい。史跡を通して地域で活躍する人材を育てる事こそ、史跡の目指すべき姿と考える。そして、飛騨市総合計画指針で謳う「誇りの持てる飛騨市づくり」の要として、姉小路氏城跡が飛騨市の地域づくりのあり方を体現する存在となることが理想である。

以上の1・2・3の相関関係から、史跡姉小路氏城跡の大綱を以下の通り考案する。

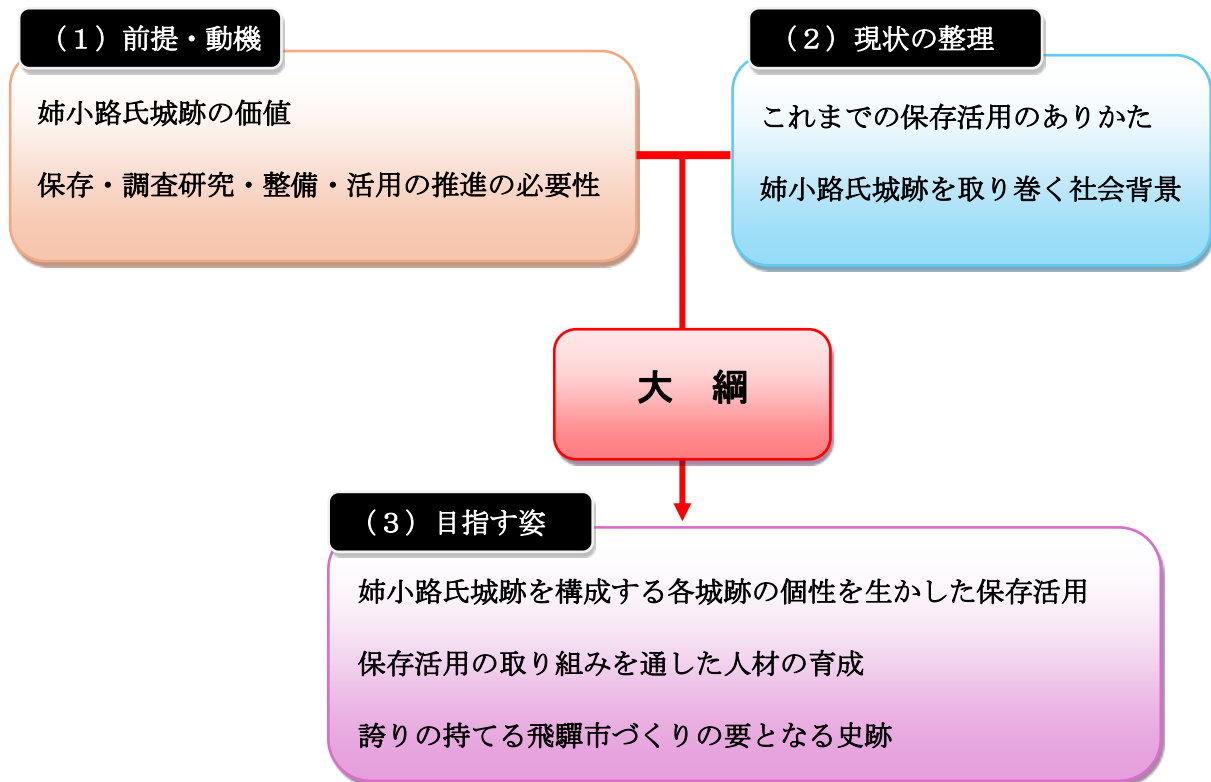


図 5-1 保存活用の大綱に関わる相関関係

上記を踏まえ、史跡姉小路氏城跡の保存活用に係る大綱を以下の通り設定する

<大綱>

姉小路氏城跡は、飛驒国司・姉小路氏が築き、三木氏・金森氏と領主が変遷しても改修しながら利用され続けた史跡である。さらに飛驒地域における、時代ごとの武将による戦いや統治のあり方を示し、中世から近世に至る歴史的変遷を物語る山城群である。

この史跡が地域に愛される歴史資産として保たれ、確実に次世代に継承するよう、今を生きる人々が守り活かす。史跡の保存活用を通して誇りの持てる飛驒市づくりを推進する。

第2節 基本方針

前章までに整理した保存（保存管理）、活用、調査研究、整備、運営・体制のそれぞれの項目について課題を克服し、大綱の理想を達成するため、それぞれについて、下記の通り基本方針を定める。

1. 保存（保存管理）の基本方針

（1）本質的価値の確実な保存

継続的な調査により史跡の全体像の把握に努め、その本質的価値を破壊・滅失することがないよう、保存管理を厳密に行う。また、毀損した際の復旧を適切に実施する。

（2）保存のために必要な調査研究の実施

保存すべき対象となる遺構の把握や保存対策のための必要な関連調査について、計画的に実施し記録する。

（3）史跡の保存に関する日常管理の実施と関係者への周知

史跡の現状把握や保存対策を不足なく行えるよう、見廻り等の定期的な監視のあり方について方針を定める。また、土地所有者や地役権者、保存団体の維持管理活動等の現状を考慮しつつ、今後予想される現状変更に関する取扱方針及び取扱基準を定め、本質的価値の確実な保存を図る。

（4）獣害や災害の被害軽減

史跡の保存のため、獣害・災害の発生を軽減させる手法を検討する。

（5）自然・景観等の保全

史跡の本質的価値と密接に関係する自然・樹木・周辺景観を適切に保存する。

（6）追加指定・公有化

史跡の保存のために、必要に応じて追加指定や公有化を検討する。また、公有化した土地については計画に沿って適正に管理・活用を実施する。

2. 活用の基本方針

（1）研究交流への活用の促進

史跡の調査研究の促進、本質的価値の更新のため、大学等の研究機関や他自治体と連携した史跡の活用を促進させる。また、事例調査の実施や視察の受入れ、紙上・口頭発表を積極的に実施して他自治体や研究団体等と情報共有し、連携を促進させる。

（2）学校教育における活用の促進

史跡の本質的価値を次世代に伝えるため、学校教育におけるふるさと教育の中に位置づける。これにより多くの子どもたちに郷土の誇りとして認識されるよう、その拠点として活発な利用を促進するとともに、学校と連携した学習機会を創出する。

（3）生涯学習における活用の促進

地域の人々の心の豊かさの増進に資するため、文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動等の生涯学習の拠点としての活用を促進させる。歴史講座や山城跡見学登山などの史跡の本質的価値を学ぶ講座のほか、史跡の保全活動や山城ガイド育成等、生涯学習における利用を継続・拡充させる。

（4）地域振興への活用の促進

各山城が地域住民の活動の拠点となり、山城同士や江馬氏城館跡をはじめとする他地域の山城と

ネットワークとしてつながるような活動がなされるよう、活用事業や現地ガイドの養成、地元への普及啓発などを促進する。

(5) 観光振興への活用の促進

飛驒市の観光振興に寄与するため、山城や戦国観光に関する地域の基幹要素の一つとして広く情報発信しながら、様々な活用方法を模索する。山城ガイドツアーの実施や近隣にある多様な文化資源・観光資源との連携を行い、遠方からの来訪者が安心して史跡を巡ることができるよう体制を整え、地域一体で城跡を核とする文化観光の促進を積極的に実施する。

(6) 活用促進の広域連携

史跡の価値を広く発信し、「飛驒の戦国」「飛驒の城」の全国的な知名度を向上させるため、歴史的に密接な繋がりのある飛驒地域の自治体と連携した活用を模索する。さらに全国山城サミットの他、岐阜県内、東海地域といった様々な枠組みで広域的な連携事業を模索する。

3. 調査研究の基本方針

(1) 調査成果の推進による本質的価値の向上

既往の調査成果を踏まえ、課題や目的を明確化し、計画的に測量・発掘・文献・歴史地理等の各種調査を実施することで、史跡の本質的価値の向上に貢献する。

(2) 史跡の保存活用を目的とする調査の実施

史跡の本質的価値や重層的価値・価値の多様性に関する要素の調査を計画的に実施し、史跡の保存や整備活用に向けた価値づけを行う。

(3) 調査成果の公開

調査研究の成果は史跡の保存活用に活かすとともに、様々な手法を用いて積極的に公開する。

(4) 広域的な調査研究の実施による本質的価値の向上

全国的な研究事業に積極的に参加し、飛驒地域・岐阜県内・全国の城跡との比較検討を行い、姉小路氏城跡の位置づけを常に検証していく。調査成果に基づいて本質的な価値の向上に貢献する。

4. 整備の基本方針

(1) 姉小路氏城跡の本質的価値の顕在化

史跡の本質的価値や遺構の性格を来訪者に適切に伝達する。そのために、史跡内の環境整備や解説機能を計画的に整備して充実させる。

また、往時の城のあり方や史跡の価値が幅広い層に伝わるような遺構の表示や解説について、その位置や手法を吟味しつつ適切に実施する。

(2) 山城跡の眺望景観の保全と向上

見学者の安全や遺構の保存を第一としつつも、山城跡の価値を体感できるよう、山城跡主要部から各集落や関連城郭への眺望景観、周辺地域から山城跡主要部への眺望景観の保全と向上を図る。

(3) 周辺施設と連携したガイダンス機能の向上

広域的な観点で史跡までの案内誘導ができるよう、道の駅や鉄道駅舎等を活用した誘導ルートの整備を行う。また、道の駅や文化施設等、ガイダンス機能を付加可能な既存の施設の適切な役割分担やリニューアル等により、史跡に関する総合的なガイダンス機能を高める。

(4) 各要素や周辺部を繋ぐ効果的な移手段の向上

各山城跡の城郭遺構へ至る動線となる登山道は、来訪者が適切に利用できるように維持向上していく。各城跡や周辺施設をつなぐルート整備についても関係機関と協議・連携していく。

(5) 適切な案内・解説等サインの整備

来訪者に適切な情報を伝達できるよう位置、種類、配置、意匠・形態、掲載内容等に留意しながら、史跡に関連する案内・解説等を充実させる。また、来訪者が各要素を容易に見学できるよう、誘導サインも適切に整備するとともに、観光の視点から広域的な見学想定拠点と誘導サインの整備についても計画的に実施する。

(6) 便益施設・管理施設の適正化

来訪者の快適な利用と安全性を確保するよう、四阿、便所等の便益施設や手摺り、柵等の管理施設について、望ましいあり方を検討し、整備・改修等の適切な措置を図る。

(7) 史跡整備の広域連携

江馬氏城館跡をはじめとする市内の史跡・文化遺産や市外に存在する城跡について、姉小路氏城跡との地理的・歴史的な関わりを示すとともに飛驒地域内での周遊性を高めるために、サイン等をはじめとする広域連携的な整備を検討する。

5. 運営・体制の基本方針

(1) 飛驒市庁内の体制強化

史跡等の適切な保存活用の実施に向け、飛驒市の文化財担当部局の組織作りや専門職員の確実な配置等について継続的に取り組む。また、文化財部局だけでなく、まちづくり・観光・農林部局など、関係する飛驒市の様々な部局間の相互連携を強化する。

(2) 行政・市民・専門家等の連携による整備及び公開・活用の推進体制の構築

行政機関だけではなく、地域住民や保存会、専門家等の多様な関係者が連携して様々な取り組みを推進し、その進捗状況等を確認できる体制を構築する。

(3) 地域による持続可能な保存活動の支援

地域による史跡の保存活動を継続できるよう、資材の提供や人材の紹介、持続可能な枠組みの構築等の必要な支援を行う。

第6章 保存（保存管理）

第1節 保存（保存管理）の方向性

史跡等の全体の保存（保存管理）の方向性は第5章で定めた以下の基本方針のとおりである。

（1）本質的価値の確実な保存

継続的な調査により史跡の全体像の把握に努め、その本質的価値を破壊・滅失することがないよう、保存管理を厳密に行う。また、毀損した際の復旧を適切に実施する。

（2）保存のために必要な調査研究の実施

保存すべき対象となる遺構の把握や保存対策のための必要な関連調査について、計画的に実施し記録する。

（3）史跡の保存に関する日常管理の実施と関係者への周知

史跡の現状把握や保存対策を不足なく行えるよう、見廻り等の定期的な監視のあり方について方針を定める。また、土地所有者や地役権者、保存団体の維持管理活動等の現状を考慮しつつ、今後予想される現状変更に関する取扱方針及び取扱基準を定め、本質的価値の確実な保存を図る。

（4）獣害や災害の被害軽減

史跡の保存のため、獣害・災害の発生を軽減させる手法を検討する。

（5）自然・景観等の保全

史跡の本質的価値と密接に関係する自然・樹木・周辺景観を適切に保存する。

（6）追加指定・公有化

史跡の保存のために、必要に応じて追加指定や公有化を検討する。また、公有化した土地については計画に沿って適正に管理・活用を実施する。

第2節 保存（保存管理）の手法

1. 全体の保存（保存管理）の手法

（1）本質的価値の確実な保存

①適切な維持管理

全体の維持管理を適切に実施し、本質的価値を構成する遺構を確実に保存し、史跡としての良好な環境・景観の維持に努める。

②き損箇所の把握と復旧

日常的な維持管理に加え、定期的に史跡のき損及びその恐れのある箇所の把握を行い、被害の防止及び拡大を防ぐとともに、き損箇所については適切な復旧を行う。

（2）保存のために必要な調査研究の実施

①遺構の把握のための調査

遺構把握のための分布調査を継続的に実施する。また、一部の山城跡に認められる石垣について、分布や現状把握のための調査を実施し、石垣カルテ等を作成し、情報を集積・管理する。遺構のき損が想定される場合やき損復旧等、必要と判断される場合は測量調査・発掘調査を実施して状況をより詳細に把握する。

②保存対策のための調査

遺構保護対策のために必要な測量・地質・水質・気象条件・森林環境・発掘等の調査を適切に実

施する。

（３）史跡の保存に関する維持管理の実施と関係者への周知

①定期的な点検の実施

遺構の保全や見学者の安全を確保するため、定期的な点検を行う。点検にあたっては、対象位置・方法・期間・実施主体や関係者への連絡方法等を明確にする。き損が確認された場合は復旧方法を検討し対応する。

②現状変更に関する基準の明確化

本質的価値の保存のため、明確な基準に基づいて現状変更を適切に調整する。また、地元区や保存団体等が適切に保全活動を実施できるよう周知する。

（４）獣害や災害の被害軽減

①獣害対策

獣害を軽減させるため、関係機関と連携しながら侵入防止柵の設置や忌避剤の散布、捕獲等の方法を検討する。

②災害対策

適切な手法による防災対策を行い、災害による史跡の本質的価値への被害を最小限に抑えとともに、見学者の安全を確保する。

（５）自然・景観・登山道の保全

遺構のき損の予防、見学者の安全確保のために危険木や枯損木の伐採等、樹木・森林管理を適切に行う。特に主要見学動線に影響が想定される危険木や枯損木を優先的に行う。また見学者に安全を確保するための除草を適宜実施し、登山道などの通路施設や、安全対策のための階段や柵などの管理施設を適切に維持管理する。

（６）追加指定と公有化

史跡の保存活用を推進するため、今後保護を要する土地の追加指定を目指す。また、保存活用にあたってはその必要性に応じて公有化の検討を行う。

2. 地区ごとの保存（保存管理）の方針と手法

地区ごと・諸要素ごとに保存（保存管理）の具体的な手法を以下の通り定める。

（1）遺構保存地区の保存管理の方針と手法

遺構保存地区は、城郭遺構の分布が密に確認できる地区である。全体として、戦国時代の城郭遺構が良好に保存されている。各地域における山城跡の歴史的経緯を尊重しながら、本質的な価値を構成する城郭遺構を適切に保存するとともに、見学環境や周辺景観を保全向上させる。また、可能な箇所については段階的に整備・公開を推進する。

遺構保存地区の各要素の保存管理手法について、表 6-1 の通り整理した。

表 6-1 遺構保存地区の各要素の保存管理手法

構成要素	保存管理の手法
A＝城郭遺構、城郭以外の遺構、遺物	き損や滅失が無いように保存を図る。
B＝自然地形、眺望景観、近世以降の地域の歴史を物語る要素	自然地形については現状の地形保全を原則とし、眺望景観の確保についても計画に基づいて適切に実施する。近世以降の地域の歴史を物語る要素については、適切に保全する。
C＝通路施設（登山道、園路等）、サイン類（解説サイン、案内サイン、標識、標柱 等）、便益施設（四阿、ベンチ等）、管理施設（手摺り・柵・倉庫等）、植物	通路施設・サイン類、便益施設、管理施設については適切な維持管理を行い利用者の安全性や利便性を確保する。植物については修景・遺構保護・眺望確保のため適切な植生管理を行う。
D＝地域住民の生業に関する施設（森林施業に関する施設、獣害対策に関する施設 等）、治山施設、公益施設（道路・鉄塔・電柱等）、石仏・石碑 等	治山施設については住民の安全や地形の保全を担保するため、関係機関による定期的な点検や必要な措置を取る。公益施設、地域住民の生業に関する施設については、必要性和史跡等への影響を鑑みて現状変更の可否を判断する。その他については、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。

（2）景観保存地区の保存管理の方針と手法

遺構保存地区を取り巻く斜面区域であり、主に山林が占める。この地区は大部分が斜面に立地するため、自然災害等によるき損の影響を常に考慮する必要がある。また、未踏査の部分に往時の登城路や未発見の城郭遺構が存在する可能性がある。眺望景観についても、山の地形そのものが城山として地域に認知されている。

保存管理にあたっては、所有者等との協議の上、山林の適切な管理について調整を図りつつ、遺構の分布確認を進め、遺構の保存や地形の保全を図る。また、現在は位置や存在が特定し得ないが、将来的に斜面地等に明確な城郭遺構が確認できる場合には、確実な遺構の保存を行う。

景観保存地区の各要素の保存管理手法について、表 6-2 の通り整理した。

表 6-2 景観保存地区の各要素の保存管理手法

構成要素	保存管理の手法
A＝城郭遺構、城郭以外の遺構、遺物	遺構の分布状況や残存状況について把握するため調査を実施するとともに、適切に保存する。
B＝自然地形、眺望景観、	現状の地形保全を原則として、眺望景観の確保についても計画に基づいて適切に実施する。
C＝通路施設（登山道、園路等）、サイン類（解説サイン、案内サイン、標識、標柱等）、便益施設（ベンチ等）、管理施設（手摺り・柵等）、植物	通路施設・サイン類、便益施設、管理施設については適切な維持管理を行い利用者の安全性や利便性を確保する。植物については修景・遺構保護・眺望確保のため適切な植生管理を行う。
D＝地域住民の生業に関する施設（森林施業に関する施設、獣害対策に関する施設等）、治山施設、公益施設（道路・鉄塔・電柱等）、石仏・石碑等	治山施設については住民の安全や地形の保全を担保するため、関係機関による定期的な点検や必要な措置を取る。公益施設、地域住民の生業に関する施設については、必要性和史跡等への影響を鑑みて現状変更の可否を判断する。その他については、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。

（３）今後保護を要する範囲における保存管理の方針

指定範囲外であるが、城跡を構成する土地であり、将来的に追加指定を目指す範囲である。必要な情報を収集し、条件が整えば追加指定を検討する。

この範囲については、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護するが、史跡範囲に準ずるものとして、土地所有者の理解・協力を得ながら遺構の保存を図る。現状変更によって遺構がき損しないよう、遺跡の情報を周知する。また、構造物や工作物の設置等、地下遺構に影響を及ぼすと思われる開発行為については事前に調整を行い、遺構の保存を図る。

（４）周辺地域における諸要素について

①古川盆地内の城館跡（岡前館跡、増島城跡、その他の山城跡等）

盆地内に所在する他の城館跡については、詳細な調査が未実施である。将来的に分布調査等を実施して、遺構の残存状況や内容の把握を進める。山城跡については、姉小路氏城跡との関連や城郭としての全体構造を明らかにし、確認できる遺構や地形は適切に保存する。平地に所在する増島城跡（県史跡）や岡前館跡（埋蔵文化財包蔵地）についても、調査を行って姉小路氏城跡との関連を明らかにして、遺構の保存や整備活用を図る。

②周辺における要素について

サイン類や通路施設、便益施設、管理施設等、史跡の範囲外に存在する保存活用に有効な要素については、史跡範囲内との連続性を意識しつつ適切に維持管理・改修を行う。

（6）防災・防犯対策

史跡等を自然や人的災害から守るよう防災対策を適切に実施する。史跡等やその周辺において想定される災害と、それに対する必要な対応を下記の通り示す。総じて日常的に必要な防災対策を講じ、発生時は迅速な状況把握を行った上で、岐阜県に報告・相談し、適切な措置をとる。

①火災

山火事の危険性がある。火災発生時は情報収集、関係各所との連携を迅速に行い、人命を第一に考え、遺構や山林の被害について、迅速に対応する。

②犯罪

主に山林内であるため、遺構や施設のき損・盗難・盗掘・放火などの犯罪の発生が考えられる。所有者や見学者、地元警察署や地元住民と連携協力し、不審者や不法行為に対する発見・排除等の対策強化に努める。

③自然災害

大雪や大雨による被害や、強風による樹木の倒壊、急傾斜地の崩落等、区域に限らず被害の発生が予想される。土地所有者、庁内関係課、国・県等の関係機関と協力しながら事前の調査・防止対策について協議する。

④病虫害による被害

ナラ枯れの原因となるカシノナガキクイムシや、マツ枯れの原因となるマツノマダラカミキリ等、害虫の発生による樹木の被害が考えられる。予防措置・駆除方法等を関係者・専門家・専門業者と協議しながら実施し、適切な対策を行う。

⑤鳥獣による被害

シカ・クマ・イノシシ・カモシカ等による樹木の被害が想定される。防除措置を専門家・関係者と協議しながら実施し、適切な対策を行う。

第3節 現状変更等の取扱方針及び取扱基準

1. 現状変更の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地内において現状変更を行おうとする場合には、国の機関において文化庁長官の同意（文化財保護法第168条）、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第125条。一部は飛騨市に許可権限が委譲されている）が必要になる。これは史跡の構成要素を将来にわたり守っていくために、現状変更の内容が史跡の構成要素に影響を与えるかどうか考慮してその可否が判断されるものである。

史跡の本質的な価値を構成する要素は、第3章-第2節-2で整理した通りであるが、史跡については「地上に露出あるいは地下に埋蔵している遺構」「遺物」である。これらに影響を及ぼす行為は原則現状変更を認められない（ただし、防災や人命に係る施設等は場合によって認める）。また、地形及び景観の改変は軽微なものを除いて現状変更は認められない。

姉小路氏城跡は、史跡指定地が広範囲にわたり、多様な構成要素が存在する。そのため、史跡内で予想される建築物・工作物の新・増改築、地形の変更、木竹の伐採等の各種の行為に対する基準について、指定地全体に共通する事項として整理した。

（1）【現状変更等許可が不要な場合】

以下に文化財保護法第125条第1項のただし書きにある現状変更が不要な行為を、具体的事例として挙げる。

1）維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則第4条）

○史跡のき損・崩落時の現状復旧

- ・法面が一部流出、崩れた場合に元の形状に復旧する行為等（遺構面に達しないことが確実な場合のみ）
- ・崩れた土堀の修繕、崩れた土堀の修繕等（日常的な補修は、「3）保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの」に該当する）

○史跡のき損・衰亡時の拡大防止措置

- ・法面等の崩落もしくはその恐れがある際に、土のう等により周囲を押さえ、き損の拡大を防止する行為等

○史跡のき損・衰亡箇所の復旧が明らかに不可能である場合における当該部分の除去

- ・き損箇所の復旧を可能な限り図ることが必要なため、本規定は原則適用しない。

2）非常災害に必要な応急措置

- ・地震、台風、豪雨、火災等の災害の際の建造物・工作物等の被害箇所の応急措置、被害拡大防止措置（消火活動など）、立ち入り禁止柵の工作物の設置、被災した市民・見学者の非難、安全確保のためのテント・プレハブ等仮設物の一時的な措置等。
- ・防災拠点として活用する一時的な措置等。

3）保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

日常的な維持管理等が該当する。対象となる行為を表6-3のとおり整理した。

表 6-3 保存に影響を及ぼす行為のうち軽微なもの

分類	行為
日常的な維持管理	清掃・点検等、位置・形状を変更しない杭・柵・ベンチ等管理施設の入替、行催事等に伴う看板等の簡易な工作物の設置・仮設物の掲示 等
森林の維持管理	樹木の維持管理、除草、剪定、不用木・枯損木・危険木・倒木の伐採、除去（抜根を伴わないもの）、危険枝の除去、切断面への腐朽防止剤の塗布、病虫害の被害拡大防止のための薬剤散布・伐採、掘削を伴わない獣害対策のための罠等の仮設物の設置等
地形・地割	水溜り等の小規模不陸箇所への土砂の補充、園路・登山道の維持管理、軽微な修復行為、石組の裏込め土の流出に伴う軽微な補修 等
建築物・工作物	掘削や色調の変更を伴わない既存施設等の維持管理・修繕行為（遺跡公開施設・案内標識等施設・便益施設・管理施設の軽微な修繕、その他塗装剥がれや磨耗経年劣化等の部分的な部材の破損箇所の補修等） 等

（２）【飛騨市教育委員会による許可が必要な場合】

飛騨市教育委員会に現状変更等の許可、取り消し、停止命令の権限が委譲されている行為を表 6-4 のとおり整理した。ただし、法律の改正に伴って対象行為等が変更した場合は、随時対応する。これら以外の現状変更等については、文化庁の許可が必要になる。

表 6-4 市権限許可の行為（法施行令第 5 条第 4 項第 1 号より）

規定	行為	要件（太ゴシックは法律の要件）
イ	小規模建築物の新築、増築、改築又は除去	・階級が 2 以下かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積（増築又は改築にあつては増築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものに限る。 ・2 年以内の期間に限って設置されるもの
ロ	小規模建築物の新築、増築、改築又は除去（用途地域内）	適用なし（史跡内が用途地域に指定されていないため）
ハ	工作物の設置、改修若しくは除去	・改修又は除去については、設置の日から 50 年を経過していないものに限る。
	道路の舗装若しくは修繕	・土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。
ニ	管理に必要な施設の設置、改修又は除去	・法第 115 条第 1 項に規定する管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設 ・史跡等への影響が最小限のもの
ホ	電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・地下遺構に影響を及ぼさないもの
ヘ	建築物等の除去	・建築又は設置の日から 50 年を経過していないものに限る。
ト	竹木の伐採	・抜根を伴わないもの
チ	史跡の保存のために必要な試験材料の採取	

（３）【文化庁許可が必要な行為】

基本的に前項（１）（２）以外の行為は全て対象となる。

（４）現状変更に係る指定地全体の取扱基準

前項（２）（３）において、現状変更を認める場合の取扱基準は、次の指針による。その場合、以下の事項に留意する。なお、地区ごとの取扱基準は次項に整理する。

<指針>

- a. 遺構の保存や状況把握に係る発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
- b. 学術的調査の結果を踏まえて遺構等の整備を行う場合は認めるものとする。
- c. 建築物及び工作物の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるもの又は住民の居住及び生業に必要不可欠なものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡の風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。
- d. 建築物及び工作物の増築及び改築は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。
- e. 建築物及び工作物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
- f. 防災上必要な施設、また人命に係る施設の設置は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ、史跡の風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- g. 公益上必要な電柱、電線、ガス管、水道管、下水管その他これらに類する工作物の新設、改修、復旧については、遺構等に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。
- h. 仮設物の設置は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、２年以内の期間に限って設置される場合は認めるものとする。
- i. 公益上必要な道路（園路、登山道、林道等含む）等の新設・改修は、遺構に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡の風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- j. 樹木の伐採行為は、伐採やそれに付帯する行為が遺構に悪影響を及ぼす場合を除いて、認めるものとする。
- k. 新たな植栽は、遺構等の保存・活用上必要であり保存に影響を及ぼさない場合、かつ史跡の風致や景観に影響を与えないと判断される場合には認めるものとする。
- l. その他の現状変更については、行為の内容により可否を判断する。

<留意事項>

- 現状変更に際して、事前に発掘調査（遺構等の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物、構造物等の場合は立会等）を行い、重要な遺構が確認された場合には、その保存を図る。
- 現状変更に際しては、遺構等の重要な構成要素に影響を及ぼさないようにする。建築物・構造物の外観・工法等については、下記の基準のとおり、史跡としての景観に調和するよう十分配慮するものとする。

2. 地区ごとの取扱方針と取扱基準

前項（４）の取扱基準に基づき、各地区の特性に基づいた保存（保存管理）を実施するため、地区ごとの現状変更の取扱方針・取扱基準を表 6-5 に示した。

表 6-5 地区ごとの現状変更等の取扱方針と取扱基準

行為／地区		遺構保存地区	景観保存地区
地区ごとの取扱方針		城郭遺構を保護するため、建築物・工作物・通路等の新設は特に慎重に判断する。）。。	山林保全と防災・人命に係る施設の保全を行い、史跡等に影響がない場合は変更を認める。
取扱の原則		・遺構に影響を及ぼす恐れがあるものは認めない。 ・地形及び景観の改変は、軽微なものを除いて現状変更を認めない。 ・史跡等の景観に調和するよう十分配慮する。 ・現状変更を計画する際は、飛騨市教育委員会及び関係機関と協議する。	
行 為	(a)遺構の保存や状況把握に係る発掘調査	○	○
	(b)学術的調査の結果を踏まえた遺構等の整備	○	○
	(c1)保存活用に有効な建築物及び工作物の改築 ※	○	○
	(c2)建築物及び工作物の新築	△	△
	(d1)建築物及び工作物の増築	△	△
	(d2)建築物及び工作物の改築	△	△
	(e)建築物及び工作物の移転または除去	○	○
	(f)防災上必要な施設、また人命に係る施設の設置	△	○
	(g1)電気、水道、下水等設備の新設	△	△
	(g2)電気、水道、下水等設備の改修、復旧	○	○
	(h)仮設物の設置	○	○
	(i1)道路（園路、登山道、林道等含む）の新設	△	△
	(i2)道路（園路、登山道、林道等含む）の改修	△	△
	(j)樹木の伐採	○	○
	(k)新たな植栽	△	△
	(l)その他の行為	△	△
<凡例> ○＝史跡等に影響が無い場合、現状変更を認める。 △＝現状変更の内容により可否を判断する。 ※c1=重要な構成要素およびそれに準じる施設、保存活用に有効な施設のみ適用（史跡＝A 類～C 類）			

3. 史跡における維持管理作業・森林施業等の取扱基準

史跡内はその大半が山林であり、山林の維持管理を適切に行う森林施業等は基本的に史跡の価値を維持する行為であると言える。そのため、その行為の多くは現状変更が認められる、もしくは協議を要しない性質のものであるが、それらは遺構等に影響を与えないことが前提となる。前項までに示した基準をもとに、現状変更の協議が不要な維持管理・森林施業等の内容を表 6-6 の通り一覧で示す。これらについては遺構に影響を及ぼさない範囲で現状変更等許可が不要な行為となるが、細心の注意を払って実施する。

表 6-6 現状変更の協議を要さない維持管理作業・森林施業行為等の一覧

作業区分	作業項目	内容・特記事項
維持管理作業	清掃・除草	・ゴミや落葉などの除去、草刈り作業
	巡回・点検	・園内の巡回、不審者・不審物の発見・排除、施設の状態確認
	冬季対応	・樹木の雪吊りの設置及び撤去等
	登山道・階段・管理施設の管理	・不陸・水溜りの整正、階段や手すり等の位置・形状を変更しない同種同材による修繕
	サイン類の管理	・板面の清掃、老朽化・記載内容の変更が生じた際の修繕
	便益施設管理	・清掃、部分的な補修、説明サインの老朽化・記載内容の変更が生じた際の修繕
	仮設物設置・撤去	・工事や催事に伴う仮設舞台や設備器具の設置 ・仮設看板設置や安全対策施設の設置
森林施業	立木伐採	・皆伐など大規模なものは協議
	危険木・枯損木・不用木の伐採	
	地拵	・遺構に影響が無いものに限る
	新植・改植・補植	・遺構に影響が無いものに限る
	下刈	
	除伐	
	枝打	
	軽微な土砂移動	・遺構に影響が無いものに限る
	鳥獣害、虫害、病害の防除、対策行為	・仮設物の設置にあたって遺構・景観への影響が無いものに限る
	林道、作業道改良	・掘削を伴わないものに限る ・新設は要協議
	木材集積場、土場敷の設置	・掘削を伴わないものに限る
	作業用の仮設小屋敷の設置	・掘削を伴わないものに限る
山林管理	測量等に支障となる灌木、小径木の伐採、下草の刈り払い	
	看板・標識等の新設	・掘削を伴わないものに限る
	看板・標識等の修繕	
	防火水槽の設置・修繕	・掘削を伴わないものに限る
	管理歩道修理（周辺下草刈り含む）	
	界標の管理行為（周辺の下草刈り、境界標の塗布等）	
	境界標の復旧	
その他	木竹以外の植物の採取	
	下草の採取	
	囲さくの設置	・掘削を伴わないものに限る
	給排水施設の設置	・掘削を伴わないものに限る
	災害復旧のための緊急的な治山工事の実施	・応急的なものに限る

第4節 追加指定と公有化の方向性

1. 追加指定

今後保護を要する土地については、過去の分布調査・発掘調査等で史跡の本質的価値に係る遺構・遺物が存在すると推測されるため、史跡の追加指定により保護を図る必要がある。追加指定にあたっては、現状の土地利用や土地所有者の意向を尊重しながら、史跡指定について理解が得られる場合は、土地所有者の同意を得て追加指定の手続きを進める。

また、今後の調査研究により史跡の本質的価値に係る遺構・遺物の存在が確認または推定される範囲については、検討を行った上で同様に追加指定を進める。

2. 公有化

史跡指定地の公有化を行う場合の目的としては、下記の2点が挙げられる（『史跡等整備のてびき』より）。

- ①現状変更等の規制によって利用に著しい支障を生じた土地等について、それらの補償的措置
- ②史跡等の適切な保存と管理を確実にし、さらに積極的な公開・活用を目的として整備する場合

将来的に上記の2点の目的により公有化の必要が生じた場合、公有化の検討を行う。

第7章 活用

第1節 活用の方向性

活用の方向性を定めるにあたって、今一度飛騨市が目指すべき姿を確認する。

史跡を構成する5城は、いずれも古くから地元で知られていた。蛤石が存在する古川城跡や、小島城跡などは古老が伝える昔話の中にもある通り、この地域の歴史風土の中で、各世代の人々の記憶に残ってきた。古くは祠や堂が建っていた場所もあり、年に一度その場所を清掃して祀りを行い、終わった後にはそこで「あとふき（宴会）」をする、そういった地域の活動の場となっていた。この活動によって地域の人々が山城に親しんできた経緯があり、その延長上に現在の地元の保全活動が位置づけられる。

史跡の学術的側面を掘り下げたのが行政主体で実施した調査研究である。1990年代に岐阜県が実施した縄張り調査を皮切りに、平成29年（2017）度以降に飛騨市が実施した総合調査によって多くの成果を得ることができた。飛騨市は、これらの調査研究の進展に合わせて、最新の調査成果を積極的に情報発信するとともに、全国的な知見に基づいた山城跡の価値を伝えるよう、現地説明会や地域の公民館を会場とした歴史講座を開催してきた。歴史講座は例年多数の地域住民が参加し、城跡の存在とともにその歴史的価値が定着していくきっかけになったと言える。調査研究成果の公開をきっかけに、史跡の活用が進んできた

調査研究を核とした史跡の活用によって、地域資源として位置づけが明確となった。近年は市の観光PRとも連動するようになり、姉小路氏や飛騨の戦国時代、山城の価値などを端的に伝えることでより幅広い層にその存在が伝わるようになった。幅広い層に知られることは訪問する機会を増やすことにつながり、ひいては本質的価値の保存を含めた現地の整備にもつながることである。

一方、小島城跡がクアオルト健康ウォーキングの舞台となったり、小鷹利城跡に隣接する山林で森林施業に関するツアーや各種イベント実施のための整備が計画されたりするなど、歴史分野以外の目的で史跡が活用されることがある。広く活用する場として利用されることで、史跡と人々が接する機会を創出し、滞在する時間が増える結果となる。さらに参加者が本質的価値に触れることで、史跡への理解を深め、保存活用に積極的に参加するようになる可能性も秘めている。以上より、歴史以外の分野とも積極的に連携することで、将来への長期的な保存活用への展開が期待でき、それがひいては人が関係する生きた史跡の価値に繋がると考える。上記のような活動は、史跡江馬氏城館跡における飛騨神岡街づくり実行委員会の活動や、飛騨みやがわ考古民俗館における石棒クラブの活動など、実際に市内事例が蓄積されている。本史跡においてもそういった展開が十分に期待できる。

また、歴史講座や現地見学会で繰り返し語られてきたのは、現地に残る城郭遺構や山上からの眺めなど、いつ・誰が行っても価値を体感できる要素である。巨大な堀切や急峻な切岸など、戦国時代に築かれた土木工事の跡が良好に残ること、当時と同様の眺めを体感できることは、姉小路氏城跡の大きな価値である。これらの要素は城に関する知識が無ければ見落としがちな要素であり、それに気づき価値を語ることができる人を増やしていくことは、史跡の活用とともに地域の誇りの醸成に繋がると考える。

以上から史跡の活用を通して目指すべきあり方は、地域に愛され続ける交流の場になること、活用によって本質的価値を伝える人材を育てることと言える。この2つの要素は以前は必ずしも同じベクトルではなかったが、これまでの保存活用の取り組みによって、一つになりつつある。その表れが山城ガイドの養成である。現在の受講生は飛騨地域在住者が多く、地域の中で城跡の価値を伝える人材育成が

進みつつある。史跡の価値をインプットし、それを自身の言葉で想いをアウトプットする人材を増やしていき、いずれはこのような活動が輪となって次世代に繋いでいく。史跡がきっかけとなり、飛騨市で活躍する人材を育てる場として確立されていくことが望ましいと考える。先人たちの生きた飛騨市の歴史の一面を正しく理解し、史跡等の保存活用に多数の市民が参画する社会を目指す。これこそが史跡を通じて、飛騨市が目指すべき姿である。

これらを前提とし、第5章で定めた以下の（１）～（６）の基本方針に則り、史跡の活用の方向性・手法を立案する。

（１）研究交流への活用の促進

史跡の調査研究の促進、本質的価値の更新のため、大学等の研究機関や他自治体と連携した史跡の活用を促進させる。また、事例調査の実施や視察の受入れ、紙上・口頭発表を積極的に実施して他自治体や研究団体等と情報共有し、連携を促進させる。

（２）学校教育における活用の促進

史跡の本質的価値を次世代に伝えるため、学校教育におけるふるさと教育の中に位置づける。これにより多くの子どもたちに郷土の誇りとして認識されるよう、その拠点として活発な利用を促進するとともに、学校と連携した学習機会を創出する。

（３）生涯学習における活用の促進

地域の人々の心の豊かさの増進に資するため、文化活動やレクリエーション活動、ボランティア活動等の生涯学習の拠点としての活用を促進させる。歴史講座や山城跡見学登山などの史跡の本質的価値を学ぶ講座のほか、史跡の保全活動や山城ガイド育成等、生涯学習における利用を継続・拡充させる。

（４）地域振興への活用の促進

各山城が地域住民の活動の拠点となり、山城同士や江馬氏城館跡をはじめとする他地域の山城とネットワークとしてつながるような活動がなされるよう、活用事業や現地ガイドの養成、地元への普及啓発などを促進する。

（５）観光振興への活用の促進

飛騨市の観光振興に寄与するため、山城や戦国観光に関する地域の基幹要素の一つとして広く情報発信しながら、様々な活用方法を模索する。山城ガイドツアーの実施や近隣にある多様な文化資源・観光資源との連携を行い、遠方からの来訪者が安心して史跡を巡ることができるよう体制を整え、地域一体として城跡を核とする文化観光の促進を積極的に実施する。

（６）活用促進の広域連携

史跡の価値を広く発信し、「飛騨の戦国・飛騨の城」の全国的な知名度を向上させるため、歴史的に密接な繋がりのある飛騨地域の自治体と連携した活用を模索する。さらに全国山城サミットの他、岐阜県内、東海地域といった様々な枠組みで広域的な連携事業を模索する。

第2節 活用の手法

上記の活用の方向性をもとに、史跡の本質的価値をわかりやすく伝え、各城跡の魅力が理解されるよう努めるとともに、観光振興・地域の活性化にも繋がるよう、これまでの活用実績を鑑みながら、下記のような手法を用いて史跡の活用を推進する。

1. 研究交流への活用

(1) 大学等の研究機関や他自治体と連携した共同研究や研究発表の促進

史跡の総合調査によって、城郭史・考古学・文献史・歴史地理学等、様々な分野の成果があり、各分野の研究に資する事例の一つとなっている。市内の江馬氏城館跡や、飛驒みやがわ考古民俗館等では、実際に大学や研究機関、他自治体と連携した研究プログラムの受入れや、共同研究を実施しており、本史跡も同様の可能性を秘めている。今後は、調査研究にあたって大学等研究機関との連携のもと、研究・教育プログラムの実施を模索し、その成果を史跡の保存活用にフィードバックする。

【実施する活用事業】

- ・ 史跡の保存活用に関する大学・研究機関との連携プログラム
- ・ 史跡の保存活用に関する他自治体との連携プログラム

(2) 他自治体の担当者や研究団体との交流

これまで、各地に赴いて事例調査を行うとともに、他市の調査担当者を受け入れることで、全国的な調査同行の把握と調査・整備・活用手法の検討に資するとともに新たな研究者間の連携に発展した。また、紙上・口頭発表を積極的に行うことで、史跡の価値の発信に資するとともに、他自治体や研究団体との新たな連携に繋がっている。今後も、これらの取り組みを積極的に実施する。

【実施する活用事業】

- ・ 史跡の保存活用に関する事例調査
- ・ 史跡の保存活用に関する行政視察の受入れ
- ・ 史跡の価値発信に関する紙上・口頭発表

(3) 歴史講座・シンポジウム・企画展の開催

史跡の調査成果を発表や、他地域の類例等を踏まえた広域的な視点から価値づけや更新を行うため、歴史講座・シンポジウム・企画展等を開催する。実施にあたっては、上記の(1)(2)との連動も考慮しながら、最新の調査成果の発表と学術的な意義づけを重視する。各企画の実施や振り返りによって、調査成果の総括や新たな調査の視点の創出や、様々な分野における研究交流の起点になるよう努める。

【実施する活用事業】

- ・ 史跡に関する歴史講座
- ・ 史跡に関するシンポジウム
- ・ 史跡に関する企画展示

2. 学校教育における活用

(1) 社会見学、総合学習の利用による、ふるさと教育の推進

現在でも姉小路氏城跡は郷土学習の素材として近年取り上げられ、毎年、市内学校の依頼を受けて

学芸員がふるさと教育として学校における出前授業を行っている。その他、市内外の学校から史跡の現地を案内する課外授業なども受け入れている。

これらの学校教育における社会見学事業を今後も継続しつつ、小中学校の教育課程内における郷土の歴史学習の一環として、教育機関や学校現場と相談しながら、以下のような史跡を活用した授業プログラムを実施する。

【実施する活用事業】

- ・山城跡の見学登山等、現地で価値を体感する教育プログラム
- ・出前授業等、地域の歴史や史跡の本質的価値を学ぶ教育プログラム
- ・発掘調査や測量調査、文献史料調査等の調査研究に関する教育プログラム
- ・山林・自然の価値や保全などに関する教育プログラム

（２）探究授業等を想定した保存団体やガイドとの連携

近年、飛騨市では地域の小学生・中学生・高校生が自分たちで地域の課題や地域資源を題材に、自らがやりたい活動を地域の中で取り組む探究学習が盛んに行われている。文化財についても、史跡江馬氏城館跡における中学生の利活用イベントの考案実施や、飛騨みやがわ考古民俗館における小学生の半日館長などの実施事例がある。姉小路氏城跡についても、各小中高の学校や保存団体・ガイド団体と連携しながら、探究学習における活用を積極的に取り組む。

３．生涯学習における活用

（１）史跡を舞台・題材とする生涯学習講座の促進

史跡を舞台・題材とする生涯学習における利用を促進させる。史跡の保存活用に関する歴史講座や現地見学会、企画展等を開催し、多様な層に向けた学習機会を創出するとともに、史跡の価値を継続的に伝えていく。また、地域住民主体の学習活動を促進させるため、取り組み内容や講師の紹介、複数団体との連携交流などの支援を積極的に行う。

これらに加えて、地元の保存団体が実施する登山道の保全作業や山城ガイドの養成講座など、史跡の本質的価値や保存や発信について学ぶ取り組みも、生涯学習の活動として位置づけて積極的に支援する。

【実施する活用事業】

- ・史跡の本質的な価値を学ぶ歴史講座やシンポジウム、展覧会の開催
- ・山城跡の見学登山ツアーの開催、山城ガイド養成講座の開催
- ・登山道の維持管理や森林整備など、史跡の保存や整備に関する体験
- ・地元区やシルバー学級における生涯学習講座や地域団体による学習活動の支援

４．地域振興への活用

（１）地域による活用の推進

史跡周辺の複数の地域では、地域による維持管理・整備活動等を通して、山城跡が所在する地区の住民の活動拠点として活用されている。そのような取り組みを支援するとともに、現状あまり活用されていない地域についても、様々な方策を実施して各地域による活動を推進する。また、地元団体による出前講座の受入や、主催イベントへの協力等を通して史跡の価値を共有するとともに、さらに地域間のネットワークの拠点としての利用が促進するよう模索する。

これらの取り組みについて、関係人口や森林・広葉樹等の枠組みを活用しつつ、地域内外のステークホルダーを増すよう積極的に取り組み、市内の文化財保全に関する指標の一つとなるよう目指す。

【実施する活用事業】

- ・地域による保全活動の実施支援
- ・市内もしくは他市の保存団体との交流事業の実施
- ・関係人口・森林・広葉樹等の市の政策プログラムと連携した史跡の活用推進

(2) 山城ガイドによる史跡の案内解説

育成を目指している山城ガイドによる史跡の案内解説を積極的に推進する。そのために、ガイド養成を継続的に実施・拡充するとともに、ガイドの利用を想定したマニュアル・マップの作成等を実施し、ガイドの育成・実施を支援していく。

【実施する活用事業】

- ・山城ガイドによる史跡の案内解説の推進
- ・山城ガイドの育成
- ・山城ガイドが利用を想定したマニュアル・マップ等の作成

5. 観光振興への活用

(1) 周辺施設と連携した観光促進

周辺施設や関係機関と緊密に連携しながら、現状実施している事業も含め、下記のような方策を模索して史跡の活用を進め、地域の観光振興に寄与させる。また、各山城跡をつなぐ円滑な交通手段の整備や案内誘導の強化等、周辺施設の整備について関係機関と連携を行う。各山城においては、来訪者が見学しやすい環境を整えるとともに、山城ガイドとの連携によるガイドツアー等のイベントの開催を通して、地域の見どころとして観光活用を促進させる。

【実施する活用事業】

- ・山城ガイドツアーの実施
- ・周辺の観光施設・文化施設と連携した取り組みの実施。
- ・周辺を含めた見学モデルコースの立案とPR（ホームページ、パンフレット、現地案内板 等）
- ・観光案内所、観光ガイド等との連携強化
- ・関連商品開発等の事業者との提携による誘客事業の展開
- ・各種媒体の多言語化の検討

(2) 城跡を活かした観光誘客

飛騨市の観光振興に寄与するため、飛騨の山城や戦国観光に関する地域の基幹要素の一つとして広く情報発信しながら、様々な活用方法を実施する。現在も実績のある市内外の周知イベントやメディアプロモーションを通じて、幅広い層に史跡の存在の周知を図る。

【実施する活用事業】

- ・戦国観光、山城探訪を主題としたメディアプロモーション
- ・市内周知イベント開催や市外におけるイベント出展

6. 活用促進の広域連携

史跡の価値を発信し、「飛驒の戦国」「飛驒の城」の全国的な知名度を向上させるため、歴史的に密接な繋がりのある飛驒地域の自治体と連携した活用を模索し、関係する自治体に働きかけていく。さらに飛驒市も加盟している全国山城サミットの他、岐阜県内・東海地域といった様々な枠組みで広域的な連携事業を模索する。

【実施する活用事業】

- ・ 飛驒地域内の城跡を主題としたマップ等の作成配布や現地訪問ツアー等の活用事業実施
- ・ 東海地域、北陸地域等、歴史的・地理的に関係が深い地域との連携した上記に類する活用事業
- ・ 全国山城サミット等、全国的な枠組みを利用した活用事業の実施

7. 情報発信・普及啓発

上記1～6に示した史跡の活用を推進するにあたり、様々なツールを駆使して情報発信を実施する。情報発信を積極的に実施することで、市内外に史跡や関連する取り組みの認知を拡大し、史跡への来訪・誘客につなげる。そのためにはこれまでと同様に広報誌・飛驒市ホームページ・飛驒市の文化財ホームページを情報発信の核として掲載内容の充実を図ると同時に、SNS等その時々最新の最適なツールを活用して、逐次最新情報を発信する。

さらに、上記ホームページやSNS等で発信することも含め、分かりやすい情報発信のツールとして、講演や展示等における活用を見越した記録映像、PR映像、往時の姿を想像した復元イラストや復元模型等を計画的に作成する。これらのコンテンツはデジタルアーカイブやVR・AR等の技術を活用した情報発信の手法も逐次検討しながら、選択して導入する。なお、各種コンテンツは訪日外国人観光客や海外への対応を考慮し、多言語化の検討を行う。

【実施する活用事業】

- ・ 広報誌、WEBページ、SNS、動画サイトを活用した情報発信
- ・ 解説動画や復元イラスト、模型等のコンテンツ作成
- ・ 山城マップ等の普及啓発用の印刷物の作成配布
- ・ 各種媒体の多言語化の推進

8. 活用のために必要な整備

上記1～7の活用を促進させるため、森林整備・サイン整備等、現地における必要な整備を計画的に実施する。整備の実施内容は第9章および第13章に明示する。

第8章 調査研究

第1節 調査研究の方向性

調査研究の方向性を定めるにあたって、今一度飛騨市の目指す姿を確認する。

1990年代に岐阜県が実施した中世城館跡総合調査報告によって、各城跡の位置が特定され、縄張り図から城の構造が明らかとなった。その成果を踏まえ、飛騨市では姉小路氏城跡に関する多角的な調査研究を行ってきた。城跡の本質的な価値を明らかにするため、平成29年度（2017年度）以降に総合調査に着手した。令和4年度には、発掘調査・測量調査・文献史料調査・歴史地理調査の成果をまとめた『姉小路氏城館跡 総括報告書』を刊行した。発掘調査を中心とした総合調査によって、城が使用された年代や城を舞台とした武家勢力の変遷を明らかにすることができたと言える。

調査研究を通じて、史跡の価値が明らかになり、地域における見どころとして創出された。調査成果は新聞報道や地元の広報誌で紹介され、関連する講演会などの機会を通じて史跡の価値が広く知られるようになった。調査研究を実施し、その内容を広めることで、地域の誇りの醸成に繋がったと言える。

また、調査研究を通して、専門職員の人材育成にも繋がっている。総合調査は調査指導委員会をはじめとする専門家に指導を受けながら、他市の類例を調査するなど、担当職員が各調査項目について真剣に向き合い、妥協することなく調査を実施し、成果を報告書にまとめた。研究成果に関する講演や執筆の依頼があるように、総合調査の経験は担当職員の見識を広げ、学芸員としての業務の幅を広げる結果となった。

調査研究を通じて、史跡の価値が明らかになるだけでなく、史跡の活用や専門職員の育成にも繋がりが、地域に好循環をもたらすことが分かった。

一方、これまでの調査研究によって明らかにできなかった、あるいは新たに見出された様々な課題がある（第4章第2節2）。特に発掘調査については、限られた範囲で遺構面の把握と遺構の有無と性格を検討してきたが、大部分は未調査である。各遺構の全体像や城郭遺構の構築手順など、引き続き検討していく必要がある。その他の各種調査についても、新たな知見に基づいて調査成果を見直すことが考えられる。また今後、史跡の保存や整備にあたって様々な調査を実施する必要性が予想される。

以上のように、史跡の保存活用にあって調査研究は不可欠な事項であり、今後も計画的かつ継続的に実施していきたい。

これらを前提とし、第5章で定めた以下の（1）～（4）の基本方針に則り、史跡の調査研究の方向性・手法を立案する。

（1）調査成果の推進による本質的価値の向上

既往の調査成果を踏まえ、課題や目的を明確化し、計画的に測量・発掘・文献・歴史地理等の各種調査を実施することで、史跡の本質的価値の向上に貢献する。

（2）史跡の保存活用に目的とする調査の実施

史跡の本質的価値や重層的価値・価値の多様性に関する要素の調査を計画的に実施し、史跡の保存や整備活用に向けた価値づけを行う。

（3）調査成果の公開

調査研究の成果は史跡の保存活用に活かすとともに、様々な手法を用いて積極的に公開する。

(4) 広域的な調査研究の実施による本質的価値の向上

全国的な研究事業に積極的に参加し、飛驒地域・岐阜県内・全国の城跡との比較検討を行い、姉小路氏城跡の位置づけを常に検証していく。調査成果に基づいて本質的な価値の向上に貢献する。

第2節 調査研究の手法

調査研究の方向性に基づき、今後の調査研究の手法や具体的な調査研究計画を立案する。実施に際しては、事業の進捗その他の状況により、随時見直しを行う。

1. 調査研究の手法

(1) 調査成果の推進による本質的価値の向上

既往の調査成果を踏まえつつ、各種調査を実施することで、史跡の本質的価値の向上に貢献する。

1) 実態解明のための測量調査

微地形表現図等を活用し、指定前に把握した城郭遺構の位置・性格・未把握の遺構の有無についても検証を行う。石垣については、分布・構造・構築技術を把握するための調査を実施する。また、地形の変化をモニタリングするため定期的に地形データを記録する。

2) 実態解明のための発掘調査

指定前の発掘調査は限られた範囲の実施であったため、未実施の範囲が大部分であり、検出した遺構の全体像を確認できていないものが多い。そのため、各城跡において、遺構の範囲と内容を確認するための発掘調査を実施する。また、個別の城郭遺構の構造と構築手順を明らかにする。

手法として、第一に個別遺構の検出遺構面と平面的な広がり認識し、次に出土遺物の年代観等から同時期の遺構群を把握する。さらに各城跡の調査成果を総合して、5城を含めた地域全体の変遷を検証する。なお、発掘調査は史跡の保存に留意し、範囲等は事前に十分な検討を行い実施する。

3) 実態解明のための文献史料調査

史跡に関連する文献史料調査を継続して実施する。未確認の史料の探索や、これまでに把握している史料の解釈の見直しを行う。さらに前後の時代や広い地域を対象に広げ、史跡を取り巻く地域の歴史的変遷について検討する。

4) 実態解明のための歴史地理調査

他の調査の実施に合わせて、歴史地理調査を実施する。史跡の周辺地域を中心として全国的な研究史の中で史跡を取り巻く地理的変遷について検討する。

5) 最新技術を活用した調査研究の実施

史跡の実態解明のため、地中探査や自然科学分析等、様々な技術による調査研究を実施する。また、その時々最新の研究手法や技術を積極的に取り入れる。

(2) 史跡の保存活用を目的とする調査の実施

1) 整備活用のための発掘調査

城跡の構造や想定される往時の姿を分かりやすく伝える整備活用、および整備計画における遺構の配置・規模・構造等の詳細な把握、さらには整備工事に伴う掘削深度等の条件を事前に把握するため、発掘調査を実施して必要な情報を取得する。

手法としては、まず指定前の発掘調査で埋没していることが判明した石垣などの遺構を、検出し

た遺構面に沿って平面で把握する。次に、把握した遺構について、他の城郭遺構との関連や曲輪における位置・出土遺物などから性格付けを行い、測量調査から推測した曲輪の性格と一致するかを検証する。城郭遺構の解釈については、飛驒地域や県内、全国の事例と比較して検討する。そうして得られた成果を、整備内容に反映させる。

2) 整備活用のための文献史料調査・歴史地理調査

整備活用のために必要な歴史的要素の解釈・理解を得るため、発掘調査の実施に合わせて文献史料調査、歴史地理調査等の必要な調査を実施する。

3) 整備活用のための関連調査の実施

上記の1)・2)に加えて、整備活用にあたって必要な各種調査（森林の現況調査、地盤・地質・水質の調査、気象調査、自然科学分析、保存整備に伴う工法・材料試験調査等）について、適切な手法・時期を定めて実施する。

4) 関連要素の調査研究

- ・史跡の構成要素の把握のため、構成要素のB類（本質的価値と関係が深い要素）について、現状を把握する目的や整備活用に必要な情報を得る目的で必要な調査研究を実施して本質的価値との関係を明らかにする。
- ・史跡範囲外に位置する山麓部の遺跡地について、遺構の残存状況や構造を明らかにするため、分布調査・測量調査・発掘調査等を検討する。
- ・史跡と密接に関係する城館遺跡（岡前館跡、増島城跡）の他、古川盆地内に所在する未指定の山城跡について、遺構の残存状況や構造、史跡の本質的価値との関係について明らかにするため、必要に応じて発掘調査・測量調査・歴史地理調査等を実施する。

(3) 調査成果の公開

- ・調査の現状や成果を現地説明会や歴史講座を開催して公開するとともに、ホームページやSNS等様々なツールを用いて随時情報発信を行う。
- ・開かれた調査を志向し、各種調査の終了後には調査報告書の刊行や学術的な報告を行い、それらの成果についても広く公表するとともに、その内容を研究者間で検証する機会を設けて調査内容にフィードバックする。

(4) 広域的な調査研究の実施による本質的価値の向上

- ・市内の同時期の遺跡である史跡江馬氏城館跡の調査成果との比較検討を行う。
- ・飛驒地域、岐阜県内、同一流域圏の富山県内、隣接する長野県など、周辺地域の関連遺跡の調査成果と比較検討を行い、その中における史跡の価値づけを明らかにする。
- ・全国的な研究事業に参加し、全国の調査事例と比較検討を行うことで、全国の同時代の遺跡の中における史跡の価値づけを明らかにする。

2. 調査研究計画

前項で示した調査研究の手法について、調査研究の実施期間等について以下の通り示す。

(1) 史跡の実態解明のための調査研究

史跡の実態解明のために実施する調査研究は、継続的かつ計画的に実施する。測量調査・文献史料調査・歴史地理調査は継続的に実施しつつ、段階ごとに実施目標や実施期間を設けて計画的に実施する。発掘調査は、整備活用にともなう発掘調査の実施期間やその成果を踏まえつつ、測量を中心とする他の調査成果をもとに、位置や規模を明らかにして実施する。

各種調査成果は、研究者間の検討に供するため、定期的に紙上報告等を行う。さらに周辺地域の調査担当者や外部研究者にも紙上報告を依頼し、調査研究内容の深化を図る。

(2) 整備活用に伴う調査研究

史跡の諸要素に関する調査のうち、整備活用のための調査は、整備の検討・計画実施に合わせて必要な調査を実施し、整備事業の完了に合わせて報告書を作成する。

(3) 史跡の諸要素に関する調査研究

B類要素や周辺地域等、史跡関連する要素の調査にあたっては、史跡の実態解明の調査や整備活用に伴う調査に合わせて、適切な時期・手法を選択して実施する。

(4) 調査研究の実施計画

調査研究の実施期間については、以下の通り短・中・長期的な展望を示す。

史跡の実態解明のための調査研究は継続的かつ計画的に実施し、4ケ年に一度を目途に紙上報告等をまとめた報告書を刊行する。史跡の実態解明のための発掘調査や測量調査については、予算・体制の確保につとめつつ、整備事業完了等の節目を勘案しながら実施する。

整備活用に伴う調査研究は、整備事業の進捗を見ながら必要に応じて実施する。なお、森林調査や測量調査等についても、必要に応じて調査を実施して成果を公開する。

1) 短期（10年以内）の実施内容

- 史跡の実態解明のための調査
 - ・ 史跡の実態解明のための各種調査…継続的に実施
 - ・ 史跡の実態解明のための発掘調査…時期・内容を勘案して実施
- 整備活用に伴う調査研究
 - ・ 整備計画立案に伴う発掘調査
 - ・ 整備計画立案に伴う各種調査
- 史跡の諸要素に関する調査研究…継続的に実施
- 報告書等刊行
 - ・ 研究紀要等、調査成果の紙上報告…4ケ年に1回を目途に刊行
 - ・ 発掘調査、総合調査の報告書刊行

2) 中期（10～20 年後）の実施内容

- 史跡の実態解明のための調査
 - ・ 史跡の実態解明のための各種調査…継続的に実施
 - ・ 史跡の実態解明のための発掘調査…時期・内容を勘案して実施
- 整備活用に伴う調査研究
 - ・ 史跡整備事業（遺構整備等）に伴う発掘調査
 - ・ 史跡整備事業（遺構整備等）に伴う各種調査
- 史跡の諸要素に関する調査研究…継続的に実施
- 報告書等刊行
 - ・ 研究紀要等、調査成果の紙上報告…4 ケ年に 1 回を目途に刊行
 - ・ 発掘調査、総合調査、整備工事の報告書刊行

第9章 整備

第1節 整備の方向性

1. 全体の方向性

史跡整備の方向性は、第5章で定めた以下の基本方針のとおりである。

(1) 姉小路氏城跡の本質的価値の顕在化

史跡の本質的価値や遺構の性格を来訪者に適切に伝達する。そのために、史跡内の環境整備や解説機能を計画的に整備して充実させる。

また、往時の城のあり方や史跡の価値が幅広い層に伝わるような遺構の表示や解説について、その位置や手法を吟味しつつ適切に実施する。

(2) 山城跡の眺望景観の保全と向上

見学者の安全や遺構の保存を第一としつつも、山城跡の価値を体感できるよう、山城跡主要部から各集落や関連城郭への眺望景観、周辺地域から山城跡主要部への眺望景観の保全と向上を図る。

(3) 周辺施設と連携したガイダンス機能の向上

広域的な観点で史跡までの案内誘導ができるよう、道の駅や鉄道駅舎等を活用した誘導ルートの整備を行う。また、道の駅や文化施設等、ガイダンス機能を付加可能な既存の施設の適切な役割分担やリニューアル等により、史跡に関する総合的なガイダンス機能を高める。

(4) 各要素や周辺部を繋ぐ効果的な移動手段の向上

各山城跡の城郭遺構へ至る動線となる登山道は、来訪者が適切に利用できるように維持向上していく。各城跡や周辺施設をつなぐルートの整備についても関係機関と協議・連携していく。

(5) 適切な案内・解説等サインの整備

来訪者に適切な情報を伝達できるよう位置、種類、配置、意匠・形態、掲載内容等に留意しながら、史跡に関連する案内・解説等を充実させる。また、来訪者が各要素を容易に見学できるよう、誘導サインも適切に整備するとともに、観光の視点から広域的な見学想定拠点と誘導サインの整備についても計画的に実施する。

(6) 便益施設・管理施設の適正化

来訪者の快適な利用と安全性を確保するよう、四阿、便所等の便益施設や手摺り、柵等の管理施設について、望ましいあり方を検討し、整備・改修等の適切な措置を図る。

(7) 史跡整備の広域連携

江馬氏城館跡をはじめとする市内の史跡・文化遺産や市外に存在する城跡について、姉小路氏城跡との地理的・歴史的な関わりを示すとともに飛驒地域内での周遊性を高めるために、サイン等をはじめとする広域連携的な整備を検討する。

2. 整備にあたっての基本的な考え方

(1) 整備の基本的考え方

史跡の本質的価値を来訪者に伝え、活用の中での環境を整えるため、必要な整備を実施する。整備の実施にあたっては、史跡を構成する城跡ごとに検討する。整備にあたっては本質的価値を構成する遺構の保存を大前提とする。

(2) 保存のための整備について

史跡の本質的価値を構成する要素を保護するために、以下の通り必要な整備を実施する。

1) 遺構の復旧

劣化・毀損が見られる城郭遺構について、必要な保存整備を実施する。

2) 遺構の保全・防災対策

遺構に悪影響を及ぼす獣害等の要因・防災対策に必要な整備を実施する。

3) 遺構保護のための森林整備

遺構が存在する地区においては、地形を保護するという観点から樹木管理を適切に行い、森林を良好な状態に保つことで、地形・遺構の保全につなげる。

(3) 活用のための整備について**1) 来訪者の安全確保のための整備**

- ・来訪者の安全を守るため、保存団体と協力して見学コースの維持管理、危険木の伐採を実施。
- ・道迷いを防止する誘導・注意標識を適切に整備。

2) 活用のための遺構整備（山城の構造や城郭遺構、眺望景観を体感できる見学環境の整備）

- ・整備の着手の順：各山城跡における現状の整備活用の段階（第4章）に応じて、将来的な活用のあり方を想定しつつ、優先順位を定めて5城の整備を推進する。
- ・見学環境：現状の小島城跡の整備状況を基本として、登山道・解説サイン・誘導サイン・森林整備を実施し、駐車場や城跡までの案内誘導等、周辺の環境整備も合わせて実施する。
- ・見学環境向上を目的とした短期的な整備にあたっては、本計画に沿った内容で試行的に実施する。その状況も踏まえて中長期の整備で位置・範囲・仕様等を検討する。
- ・古川城跡・野口城跡・小鷹利城跡は、上記整備を早期に実施する。向小島城跡は現状から積極的な整備は実施せず、地域を中心に整備活用の機運が高まった段階で検討を行う。

3) 活用のための遺構表示（史跡の本質的価値を示す遺構の整備）

- ・山城の構造や発掘調査で検出した重要な遺構、勢力の変遷を示す遺構の整備を実施する。
- ・整備にあたっては必要な情報を収集するための調査研究を実施し、十分な検討を行ったうえで整備の手法を検討する。
- ・5城の整備の優先順位は、各山城跡の遺構保存地区のうち、主郭を中心として遺構の保存状況が良好かつ、重要な遺構が検出された地区を基本として、表 9-1 の順を基本に実施する。また、既往の調査成果をもとに整備の想定年代、遺構表示を想定する要素についても以下の表の通りとする。ただし、整備の順や実施内容は、整備前の調査成果等によって適宜見直しを行う。
- ・整備を行うにあたっては、2) のうち、見学環境の整備が実施済で、来場者の安全が十分確保できる状態であることを前提とし、進捗状況等によって変更する。
- ・遺構整備にあたっては、遺構が存在する遺構保存地区は山上部が中心であり、車が通行できる道路が小島城以外はなく、急傾斜や露岩が多く崩れやすい箇所がある。このような立地による整備内容の制約があることは十分留意する。
- ・見学環境の整備も遺構整備に合わせて実施する。整備内容は短期の実施成果を踏まえ検討する。設置後移動が困難な法定の標識についても、設置の有無を含めてこの段階で検討する。

- ・各城跡における整備内容は、第13章（整備基本構想）において整理し、具体的内容は別途整備計画を策定して定める。

表 9-1 活用のための遺構整備の実施順案

整備順	地区（城）	想定年代	遺構表示を想定する本質的価値の案
1	古川城跡	古川氏～金森氏段階	礎石建物跡、櫓形虎口、石垣
2	小鷹利城跡	向氏～三木氏段階	礎石建物跡、畝状空堀群
3	小島城跡	小島氏～金森氏段階	櫓台、櫓形虎口、石垣
4	野口城跡	小島氏段階	掘立柱建物跡、土塁、畝状空堀群
5	向小島城跡	三木氏段階	掘立柱建物跡、土塁、畝状空堀群

（4）史跡を回るルート整備・ガイダンス機能のあり方

史跡を回る見学のモデルコースを検討した上で、効果的な位置にサインや便益施設の整備を実施する。史跡見学の観点から、案内解説に効果的な地区を選定してガイダンス機能を有する施設の整備を検討する。ガイダンス施設には、史跡全体の本質的価値を解説する機能の他、各城跡や関連する観光・文化施設への案内誘導機能を付加する。広域に分布する史跡のあり方から、現地に訪れることが難しい層に対しても、価値を体感できるような解説内容を検討する。

具体的なガイダンス機能は、現状の道の駅の情報コーナーにおける整備状況を基本としつつ、望ましいあり方を検討する。

第2節 整備の手法

前節の整備の方向性に基づき、今後の整備手法を以下の通り整理する。実施に際しては、事業の進捗その他の状況により、随時見直しを行う。城跡ごとの整備内容や短期的整備の具体的手法については、第13章（整備基本構想）において整理する。遺構整備等の大規模な整備を実施する際は、新たに整備基本計画を策定し、各地区の特性を活かした整備活用の検討を行う。

1. 保存のための整備

遺構等の保存にあたっては、目的に応じて以下のような手法による整備が考えられる。これらの実施にあたっては、発掘調査等の必要な調査を実施して遺構の規模・構造・時期変遷等を把握したうえで、整備計画を立案して手法を検討する。

（1）遺構の復旧

劣化・毀損が見られる城郭遺構について、必要な保存整備を実施する。

- 石垣…石垣カルテを作成し現況を把握する。破損、崩落などの状況に応じ、応急的措置、部分補修、部分補強、解体修理などのうち、適切な復旧（修理）方法を選択し、保護を図る。
- 堀切・横堀・切岸等の城郭遺構…崩落等の恐れがある箇所について、崩落の拡大防止、盛土工、法面の強化・安定化等、適切な復旧（修理）方法を選択し、遺構の保護を図る。

（2）遺構の保全・防災対策

遺構に悪影響を及ぼす獣害等の要因・防災対策について以下を例として必要な整備を実施する。

- 獣害対策…保護ネットや柵などの設置、場合により捕獲
- 防災対策…崩落防止、斜面強化による崩落防止

○人的被害の対策…人止めの柵・結界等による立ち入りの制限、サインによる表示

2. 森林整備

「姉小路氏城跡の森林整備に関する基礎調査結果」をもとに、以下の通り森林整備を実施する。

(1) 森林整備の目的

森林整備を実施する目的について、以下1)～3)の3原則を基本として、一体的に実施する。

1) 人命への影響

倒木や滑落等による人命へのリスクが懸念される枯損木・危険木について、緊急・優先的に伐採・除去等の対応を行う。

2) 遺構への影響

遺構が存在する地区においては、地形を保護するという観点から森林の管理が重要である。適度に樹木が生育することで雨滴による斜面侵食を防ぎ、土砂の流出を抑えることができる。一方、倒木や石垣周辺に存在する樹木等、遺構に悪影響を与える樹木もある。林相を適切に改善することで、良好な状態の樹林を保ち、中長期的視点から地形・遺構の保全に寄与する。

よって、倒木による遺構の破壊、根による石垣の崩落等、本質的価値を損なう恐れのある樹木については、現状の把握と保存管理を適正に行うとともに、遺構への影響度や緊急性を勘案しながら、必要に応じて剪定・伐採・除去等の対応を行う。

3) 活用・眺望景観の向上

山城において本質的価値を体感する要素として、眺望がある。武家勢力が治めていた拠点集落や押さえていた街道・河川、他の山城が見えることは、史跡の活用にあたって前提として整備すべき要素である。姉小路氏城跡は、古川盆地を中心とする史跡未指定の城館遺跡を含め群体として機能した城跡であり、上記のような歴史的要素がこれまでの調査によって明らかになっている(図 9-1)。また、史跡内においても曲輪から堀切や畝状空堀群等の城郭遺構が見通せることは、城の防衛機能を知る上で重要であり、樹木等によって見えない状況があることは改善すべき要素である。

よって、往時の歴史的景観の体験を目的として、通景伐採等の眺望景観の確保を行う。景観確保を目的とした森林整備は、以下の①～③の場合を想定する。実施にあたっては、遺構や地形の保護を第一として、長期的な視点を以って計画的に行う。

①他の山城や拠点集落、街道・峠等の歴史的要素(図 9-1)について、主郭等の主要な視点場から視認できるようにすること。

②堀切や畝状空堀群、他の曲輪など、城郭の空間内における重要な構成要素の存在や位置関係が十分理解できるよう樹木の密度の調整を行い、低木・草類等の阻害要因を低減すること。

③山麓や登山道、市街地等から城山を眺めた際に、城山としての認識を多くの人々に印象づけるよう、山上部の樹木の密度を適正に調整すること。

4) 維持管理の視点

森林整備においては、恒久的な保護と活用を図るため、維持管理の視点も踏まえる。整備にあたっては、将来的な維持管理の頻度・費用・難易度を抑え、来訪者の安全と遺構の保護・活用を両立させるための定期的な巡回を実施して適切な維持管理を行う。

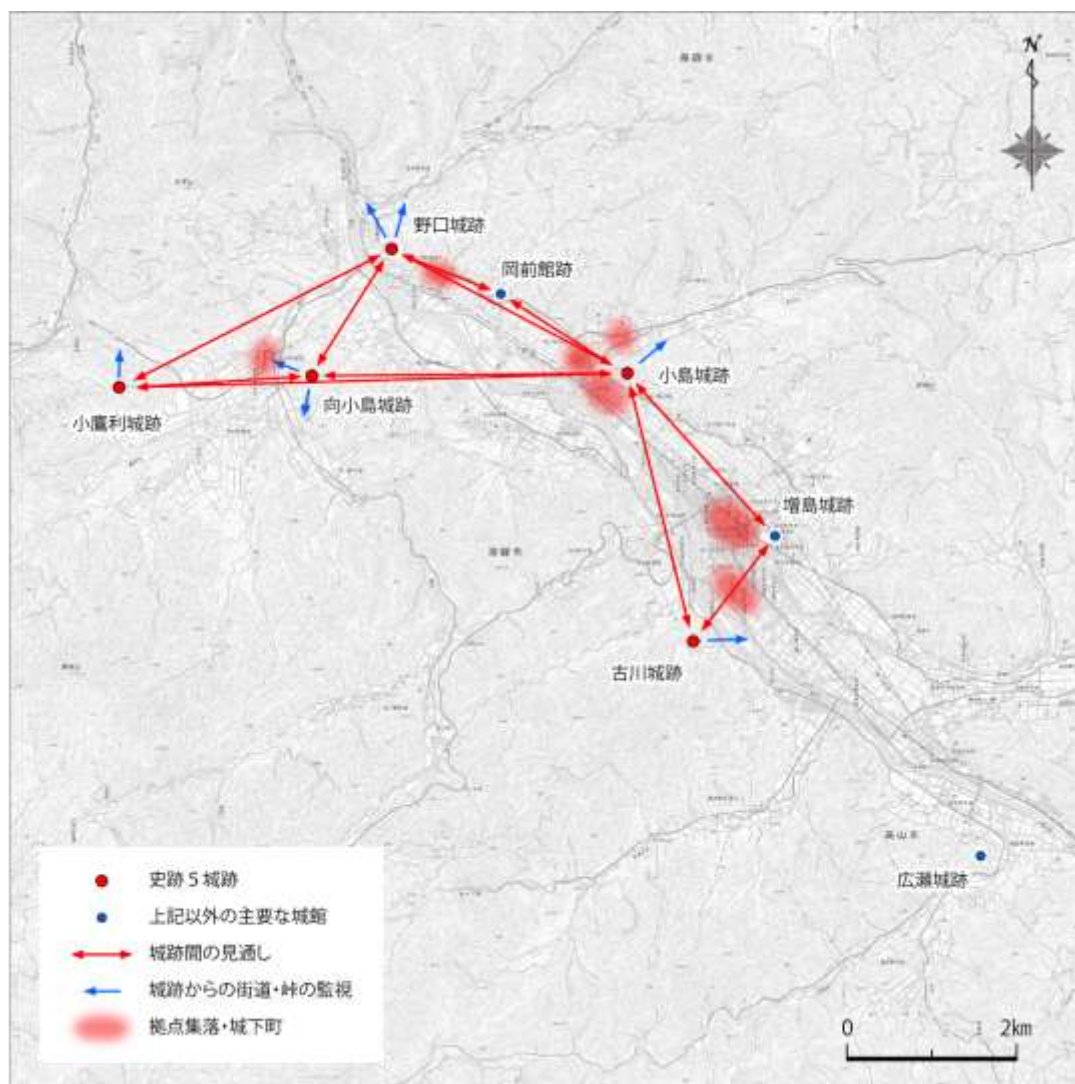


図 9-1 眺望景観関係要素図

(2) 森林整備の内容

○森林整備の範囲

遺構の保存・管理、活用、来訪者の安全のため、以下の基準で森林整備の範囲を設定する。

- ・ 曲輪等の視点場から標高差 20m 程度下まで(眺望確保にあたっての平均的な樹高の目安)。
- ・ 登山道周辺(来訪者の安全確保のため)
- ・ 山腹崩壊危険箇所(地形・遺構の保全のため)

○森林整備の具体的内容

目的を達成するため、定めた範囲内で計画的に以下の森林整備を実施する。

- ・ 単木(枯木・不良木・根返り危険木)伐採、面的な伐採、倒木の処理
- ・ 藪化した遺構部分の刈払い
- ・ 樹木の剪定
- ・ 転落防止を目的とした低木育成
- ・ 遠方からの目印となる視線目標木の設定
- ・ 山腹崩壊危険箇所の森林健全化 等

3. サイン整備

「姉小路氏城跡のサイン整備に関する基礎調査結果」をもとに、以下の通りサイン整備を実施する。

(1) サイン整備の目的

史跡に関するサイン整備は以下の2つの目的により実施する。

- 来訪者に対し、史跡の本質的価値や構成要素を解説する
- 来訪者に対し、適切な案内誘導や利用等の情報を提供する

(2) サインの種類

史跡内に配置するサインの種類および設置箇所は、以下の通りとする。

表 9-2 整備サインの種類

サインの種類	表示する情報内容	設置箇所
①誘導サイン	・ 史跡及び史跡の要素の名称及び方向、距離	行動起点、動線の中間点、分岐点
②位置表示サイン	・ 史跡及び史跡の要素の名称	行動起点、目的地
③案内サイン	・ 移動経路や位置関係などを示した地図や略図など ・ 史跡周辺のトイレ・案内所・観光名所・文化施設・行政施設などを示した写真・イラスト・図解など	行動起点、目的地
④規制サイン	・ 安全上の必要から利用者の行動を規制する情報 (立入禁止・駐車禁止・落石注意・熊出没注意など)	行動起点、動線中の該当箇所
⑤解説サイン	・ 史跡の本質的価値や構成要素を解説 ・ 史跡に関する理解を促進するための写真・イラスト・図解など	行動起点、主要な城郭遺構や解説すべき史跡の要素付近

(3) サイン配置の考え方

サインの配置については、来訪者の動線に合わせて各要所に適した機能のサインを配置するが、その配置については来訪者の誘導形態により以下の通りサインを配置する。

①各城跡におけるサイン配置（ルート設定型）

【行動起点におけるサイン整備】 ※数字は表 9-2 内の「サインの種類」を示す

行動起点においては、史跡の総合的な情報をまとめて表示する。

- ・ 位置表示サイン②…史跡の名称等
- ・ 案内サイン③…全体の地図や動線の表示
- ・ 規制サイン④…城跡全体の規制
- ・ 解説サイン⑤…総合的な解説

【分岐点・中間点におけるサイン整備】

道迷いを防止するための案内誘導を行い、必要に応じて立入禁止等の規制を表示する。

- ・ 誘導サイン①
- ・ 規制サイン④

【見学箇所におけるサイン整備】

城郭遺構や眺望地点等、個別の見学箇所においては、地図等による場所の表示や個別要素の解説を行う。

- ・位置サイン②…個別要素名
- ・案内サイン③
- ・解説サイン⑤…個別要素の解説

②広域的サイン整備（自由アクセス型）

【行動起点におけるサイン整備】

- ・案内サイン③

【分岐点におけるサイン整備】

- ・誘導サイン①

【見学施設におけるサイン整備】

※各城跡の行動起点におけるサイン整備と連動

- ・位置表示サイン②
- ・案内サイン③
- ・規制サイン④
- ・解説サイン⑤

（４）サインの配置について

サイン乱立することによる景観の悪影響、見学者に視覚的混乱を防ぐため、行動起点や分岐点などの

サイン配置が集中的になる箇所や、既設サインの存在する箇所については、各サインの設置主体と調整し、サインの集約化を志向する。

（５）サインのデザイン・仕様について

○サインの仕様について

- ・野外かつ冬季の積雪が多い地域性を加味し、サインの仕様・規格は可能な限り対候性の高い素材・形状を選択する。
- ・印刷手法についても UV 加工インクジェット印刷や陶板など、可能な限り対候性の高い印刷手法を選択する。

○サインのデザインについて

- ・来訪者の案内誘導や史跡の理解を促進させるため、史跡に関するサインのデザインは統一性をもたせたものとする。
- ・サインのデザインは市内の史跡整備と統一性を持たせるため、江馬氏城館跡におけるサインデザインを基本としつつ、姉小路氏城跡に合わせて細部を調整する。
- ・史跡整備としてふさわしい色彩を検討し、統一感を確保する。
- ・書体は「飛騨市デザインマニュアル」のコンセプトに配慮し、市内の統一的サイン整備事例を参考に、可能な限り市内における統一性を確保する。
- ・ソフト整備と連動した二次元コードの表示等を検討する。多言語表示も合わせて検討する。

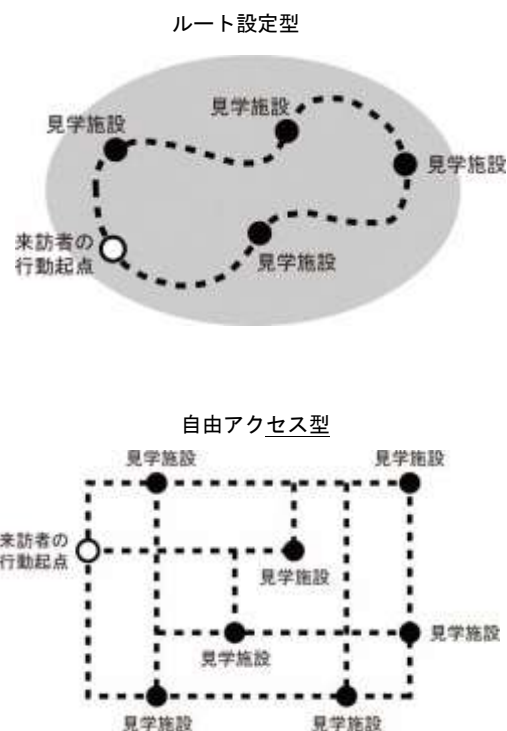


図9-2 サイン整備にあたっての誘導形態
(国土交通省 2005「観光活性化標識ガイドライン」より)

4. 登山道・園路・便益施設・管理施設の整備

- ・既存の登山道や過去に登山道として利用されていた箇所を基本としてルート整備を行う。
- ・遺構への影響を勘案し、見学者の安全確保のための管理施設や案内誘導・注意喚起サインを整備する。
- ・四阿等の便益施設については、現状設置済のものについてはそれを極力活用し、改修にあたって位置や仕様変更の検討を行う。未設置の山城跡については必要性や遺構・景観への影響を判断しながら整備を検討する。
- ・手すり、階段等の管理施設は、急斜面や崖際の危険箇所を中心として、来訪者の安全確保のため遺構への影響に配慮しながら適宜設置する。

5. ソフト整備

- ・現在実施している紙媒体のマップ配布を継続・拡充する。さらに、電子端末やガイドによる人的案内サービスの充実を図る。
- ・電子端末は利用状況を想定し、適度な分かりやすさと運用・維持コストのバランスを勘案して手法を選択する。特に、電子端末の整備はシステム開発や専用端末導入などの初期費用の高額化、技術進歩による陳腐化や更新等の維持管理のリスクを勘案しながら、コストを押さえつつも多様な利用状況を生むよう手法を検討する。
- ・ソフト整備にあたっては、最新の調査成果の発信とアーカイブ、オープンデータ化とリンクして場所や時間を限定せず、より詳細な情報の提供を図る。
- ・サイン整備や遺構整備と連動して相互補完や解説内容の充実を図る。

6. 遺構整備

- ・本質的価値を示す顕著な遺構等を立体表示・平面表示等の表現手法により整備する。
- ・表現手法は、本質的価値を示す上での重要性、整備後の活用のあり方、維持管理の想定も踏まえたうえで決定する。
- ・来訪者の見学・誘導を安全・適切に行うため、遺構整備に合わせて、上記1～5の整備を合わせて検討する。
- ・サイン整備やソフト整備と連動し、往時の利用状況や調査研究の成果等、補足的に解説を行って本質的価値を分かりやすく提供するとともに、来訪者自身が学び取ってアウトプットできるような整備内容を志向する。

7. ガイダンス施設の整備

(1) 基本的な方針

- ・史跡の本質的価値の価値や案内誘導を集約的に行う公開活用のためのガイダンス施設を、史跡見学の行動起点となる適地に配置する。
- ・ガイダンス施設は、ネットワーク整備の中で、整備のパイロット地区や広域的な行動起点等を勘案し、効果的な箇所に配置する。
- ・市の公共施設整備の現状から、新規施設の建設ではなく既存施設の整理・改修を志向する。

(2) 必要なガイドンス機能

ガイドンス施設には以下の解説・案内誘導機能が必要と考えられる。

I、展示・解説機能

- 史跡全体の概要、地域の歴史の解説
- 各山城跡、歴史的な街道・峠道等の解説
- 史跡に関する調査成果と出土した遺構・遺物の展示解説
- 往時の山城の利用形態、地域の景観を解説
- 関連する諸要素についての解説

II、史跡・周辺施設の案内誘導機能

- 史跡の各地区、周辺施設への誘導

III、交流・学習機能

- 小規模な講演会や学習会、ワークショップ等の活用事業を実施する機能

(3) 付加を検討する機能

(2)に加えて、ガイドンス施設の整備にあたって、以下の機能の付加を検討する。

IV、休憩機能

- 休憩・トイレ・飲食物販等ができる機能

V、調査研究機能

- 史跡に関する調査研究を行う機能

VI、管理・運営機能

- 史跡の維持管理、ガイドの待機・集合場所等としての機能

8. 広域的なネットワーク整備

- ・ 整備対象とする拠点地区を既存の道路や歴史的な道の整備によりネットワーク整備を実施する。
- ・ 動線の起点となる道の駅等の交通施設の他、拠点地区と関連する文化遺産・文化施設・観光施設等の施設も有機的に取り込む。
- ・ ネットワークの交点となる箇所にサイン・インフォメーション施設を整備する。
- ・ 各拠点地区における森林整備、サイン整備、ソフト整備等と連動し、拠点地区同士の繋がりを視覚によって体感できる整備を行う。
- ・ 江馬氏城館跡におけるネットワーク整備と幹線道路で接続し、さらに飛驒地域、周辺地域など広域的な整備に発展させる。

第10章 運営・体制整備

第1節 運営・体制整備の方向性

運営・体制整備の方向性は第5章で定めた以下の基本方針のとおりである。

(1) 飛騨市庁内の体制強化

史跡の適切な保存活用の実施に向け、飛騨市の文化財担当部局の組織作りや専門職員の確実な配置等について継続的に取り組む。また、文化財部局だけでなく、まちづくり・観光・農林部局など、関係する飛騨市の様々な部局間の相互連携を強化する。

(2) 行政・市民・専門家等の連携による整備及び公開・活用の推進体制の構築

行政機関だけではなく、地域住民や保存会、専門家等の多様な関係者が連携して様々な取り組みを推進し、その進捗状況等を確認できる体制を構築する。

(3) 地域による持続可能な保存活動の支援

地域による史跡の保存活動を継続できるよう、資材の提供や人材の紹介、持続可能な枠組みの構築等の必要な支援を行う。

第2節 運営・体制整備の手法

史跡の確実な保存、調査研究、活用、整備を計画的かつ効率的に推進するために運営体制を整備し拡充を図る。上記の方向性に基づき、以下の手法により運営・体制を整備する。体制イメージは図10-1の通りである。

(1) 飛騨市の体制整備

史跡全体の保存活用事業にあたっては、飛騨市庁内の各部局が連携しながら実施する。史跡の保存（保存管理）、調査研究、整備については、現状変更等の調整や計画的実施が不可欠なため、文化振興課が調整の主体となり関係各所が緊密な連携をとって実施する。史跡の魅力を発信する活用事業については、観光部局や関係団体等も含め、関係者が連携して推進する。

なお、中・長期にわたって史跡の適切な保存活用を実施し、マネジメントを進める上では、専門職員の確実な配置と適切な職員数が必要である。今後の事業の進捗状況や他の文化財業務の内容をふまえながら適切な専門職員の配置と職員数の検討を行う。

また、史跡は複数の城跡が要素として存在し、指定地も広大であることから多くの行政機関・地元関係者が関わっている。さらに景観やネットワーク的な整備等、周辺要素も含めて多角的な視点からの整備活用が必要である。そのため、関係機関が相互に連絡調整を図ることが必要である。こうした関係機関・関係者の事業調整・情報共有の場として、現行の「飛騨市城跡保存活用推進協議会」を今後も継続的に運営し、関係者が円滑に共同して史跡の保存活用を推進する体制を確立する。

(2) 専門家による検討

飛騨市が今後、適切に保存（保存管理）や活用、調査研究、整備を推進するために、専門的な知見に基づく助言・指導を継続的に受ける必要がある。本計画策定時に組織した、学識経験者・地元代表で構成する「姉小路氏城跡整備委員会」を今後も継続的に運営する。委員会においては主に保存（保存管理）・活用・調査研究・整備に関する専門的な事項を審議する。委員会は、文化振興課が事務局

となり事業を遂行する。また随時、文化庁・岐阜県に指導・助言を仰ぐ。

（３）地域による持続可能な保存活動の支援

史跡の保存活用にあたっては、関係団体や地元住民と協力して実施する。また同じ飛騨市内においても、江馬氏城館跡については先行的に整備活用が進んでおり、これらを一体として捉えつつ、市全体の文化財の保存活用の推進を目指す。（１）で示した「飛騨市城跡保存活用推進協議会」を城跡の地元住民や関係団体の意見聴取・事業調整の場として今後も継続的に運営しながら、参加対象を広げるなど、それぞれの地域・関係者が情報共有・連携する。そのような場で抽出した課題について、市は状況に応じて資材の提供や関係人口プロジェクトの調整等、必要な支援を行う。

その他、文化財関連の委員会としては、市全体の文化財の保存活用について審議する「飛騨市文化財保護審議会」や、史跡江馬氏城館跡に関連する「江馬氏城館跡整備委員会」も設置している。これらの委員会とも連携・調整を行うことで、市全体の文化財の保存活用を活発化させる。

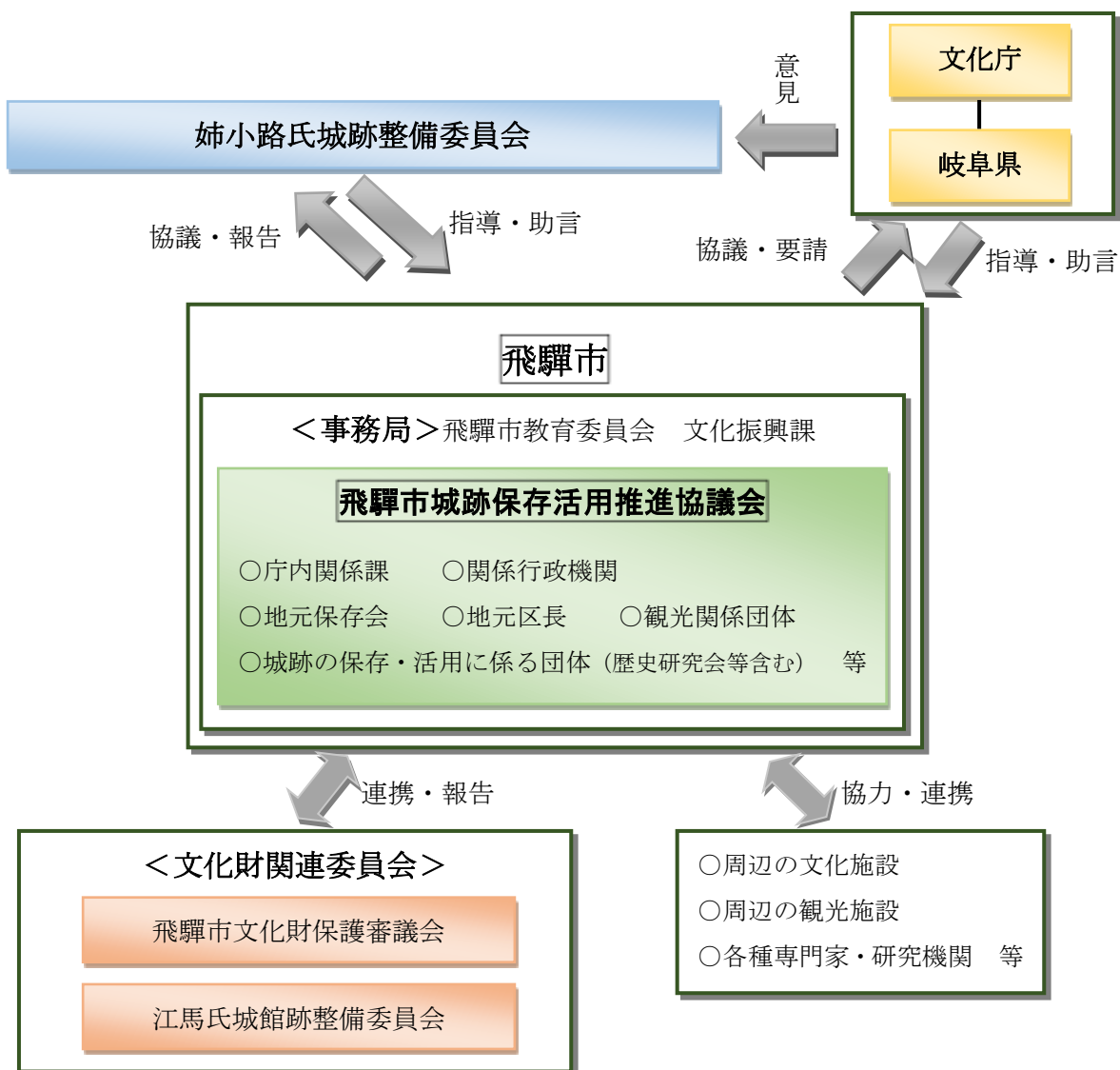


図 10-1 保存活用の体制イメージ

第11章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施すべき施策

第6～10章に定めた各項目の方向性・手法について、実施すべき施策の項目を定め、実施の道筋、期間等を示す。10年後までを目途とする短期的に実施すべき施策としては、現時点から継続的に実施しなければならない事項の他、喫緊の課題であるもの、短期的に目標が達成できるものが挙げられる。中期（10年後～20年後）に実施すべき施策としては、短期計画の実施内容を踏まえて次の段階として行うもの、すぐには目標達成が難しいが将来的に実現すべきものが挙げられる。長期（20年後～30年後）は、中期までの保存活用を評価し、再度計画を見直す時期と想定している。これらを踏まえて、以下に短・中・長期計画と実施すべき項目を整理する。なお、計画内容や期間については、各施策の実施状況、各時点における社会状況、市の財政状況等を考慮して、必要に応じて再検討を行う。

第2節 短期計画

短期で実施すべき事項として、以下の通り整理する。保存（保存管理）については、課題に対してモニタリングを実施しつつ、対応策を検討する段階である。ただし、緊急度が高い遺構の毀損や防災対策等については、早期対応が必要な場合が想定される。活用は現状のあり方を継続しつつ、山城ガイド養成は重点的に行い、広域を視野に入れた史跡の活用あり方を模索していく。調査研究は、継続的に各種調査を実施してその成果を定期的に報告書等にまとめる。さらに、遺構整備を見据えた整備計画立案のための各種調査の実施が予想される。整備については、各保存団体と連携して訪れやすい見学環境の整備を重点的に実施する。

第3節 中期計画

中期に実施すべき事項として、以下の通り整理する。保存（保存管理）については、短期で検討した対応策を実施する段階である。活用については、山城ガイド等の取り組みを発展させ、市内外を含めた様々な人々が関係しつつ、民間・地域が事業の主体となって活用を推進できるあり方を目指す。さらに周辺地域と連携したネットワーク的な活用事業の展開が望まれる。調査研究は、史跡の実態解明のための各種調査を継続しつつ、史跡整備を念頭とした発掘調査・各種調査を実施する。整備は、本質的価値を伝える遺構表現を中心とする史跡整備を実施する。短期に試行的に実施する見学環境の整備やガイダンス施設などについて、その成果や課題を洗い出した上で、遺構整備と合わせて再実施する。なお、法定の標識についてもこの段階で設置の検討を行う。

運営体制については、地域・民間団体がより事業の中心となり、活発な活動が自発的に推進される体制確立を目指す。ただし、保存（保存管理）・活用・整備の進捗管理や、継続的な調査研究に対応するため、管理団体である飛騨市の体制を維持、場合によって拡充することが前提であり、そのために必要な専門職員の配置や調査・整備の体制についても継続的に配慮する。

第4節 長期計画

中期で整備を検討する範囲についての再整備や新たな整備を計画する時期となる。短期・中期で継続したことについて評価を行い、市の総合計画の改訂に合わせて本計画の見直しを行う。

表 11-1 施策の総括的实施計画

項目	短期（1～10 年後）	中期（10～20 年後）
保存 （保存 管理）	●露出遺構の保存対策検討 ●現状変更に関する周知 ●防災、獣害対策の検討 ●定期的点検の実施 ●来訪者の安全対策 ●追加指定と公有化検討	▶ 露出遺構の保存対策実施 ▶ 防災、獣害対策の実施
活用	●研究交流事業の実施 ●山城ガイド養成 ●歴史講座、企画展等の活用事業の実施 ●学校、地域団体等の活用促進 ●観光利用の促進 ●広域的活用事業の検討 ●普及啓発・情報発信の推進	▶ 短期の実施内容をもとに、民間・地域主体の活用体制に移行し、積極的な活用を推進 ▶ 江馬氏城館跡、飛騨地域等、広域的活用事業を展開
調査 研究	●史跡の実態解明のための調査 ・史跡の実態解明のための各種調査 ・史跡の実態解明のための発掘調査 ●整備活用に伴う調査研究 ・整備計画立案に伴う発掘調査 ・整備計画立案に伴う各種調査 ●史跡の諸要素に関する調査研究 ●報告書等刊行 ・研究紀要等、調査成果の紙上報告 ・発掘調査、総合調査の報告書	▶ 史跡整備事業（遺構整備等）に伴う発掘調査 ▶ 史跡整備事業（遺構整備等）に伴う各種調査
整備	●見学環境の整備 ・人命、遺構保護のための森林整備 ・試行的な景観向上のための森林整備 ・試行的なサイン整備 ・登山道、便益施設等の維持管理、改修 ・試行的なソフト整備 ●ガイダンス施設の試行整備 ・道の駅の試行展示を継続・強化 ●周辺施設、関連要素のネットワーク整備 ●広域的整備の検討と試行実施	・短期の試行実施内容を評価・反映し、整備内容を再検討 ・遺構整備実施に合わせて見学環境の整備を再実施 ▶ 短期の実施成果を整理し、適地に施設整備 ▶ 短期の実施成果をもとに検討し本格整備を実施 ▶ 周辺施設、関連要素のネットワーク整備を拡充 広域的整備の拡充 ●遺構整備の実施 ・整備基本計画策定 ・整備事業に伴う基本設計・実施設計の作成 ・古川城跡、小鷹利城跡を念頭に整備工事を実施
運営体 制整備	●関係機関、地域、各種民間団体との協力体制構築及び、情報共有を推進する体制づくり ●専門職員の配置確保	▶ 地域、民間団体が主体的に保存活用を推進する体制への移行
その他		●保存活用計画の改定（10 年に1 度を目途として）

第12章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

第1章-第4節-(1)「本計画の位置づけ」で示したとおり、本計画は固定的・静的なものではなく、ひとつの「循環の体系（サイクル）」の中で捉えている。史跡の本質的価値の定義・把握を踏まえ、保存の措置を経て日常的な管理へと回帰する大きな円環を構成している。

本計画に定めた各事項を実践し、その中で定期的な経過観察（モニタリング）を行うことで、当初の理念に立ち返り、現状を適切に把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。経過観察における点検・分析の結果は、計画に定めた内容及び実際の方法・施策にフィードバックさせ、定期的な見直しを行うことも必要である。

史跡の保存活用の経過観察を的確に行い、事業の関係者間において目標達成のための意識を高め、相互の連携及び計画を円滑に進めるために、自己点検を定期的の実施する必要がある。

第2節 経過観察の手法

第6～11章に定めた各項目の方向性・手法について経過観察の具体的な手法を以下のとおり示す。

(1) 自己点検表

自己点検にあたっては、表12-1・表12-2の自己点検表をもとに実施する。表12-1の点検表①は、毎年確認し、本計画で定めた保存・調査研究・活用・整備・運営体制整備のそれぞれの方向性・手法に関して、実現状況を把握するための指標を特定し、自己点検の段階においての達成状況を5段階評価で点検する。表12-2の点検表②は3年に一度確認し、史跡の保存活用に関する中・長期の方針について計画・取り組み状況を確認する。毎年点検表①を確認しながら、3年に一度点検表③を同時に確認することで、短期的な指標と中期的な指標を漏れなく確認することが目的である。

(2) 具体的な点検時期と事業への反映

委員会において上記の自己点検表を活用し、事業経過を報告する。その評価に応じて今後の短期、中・長期の事業計画にフィードバックし、実施方針・実施手法の見直しを行う。点検表の内容についても、今後の事業内容の進捗や委員会の指導により随時見直しを行う。

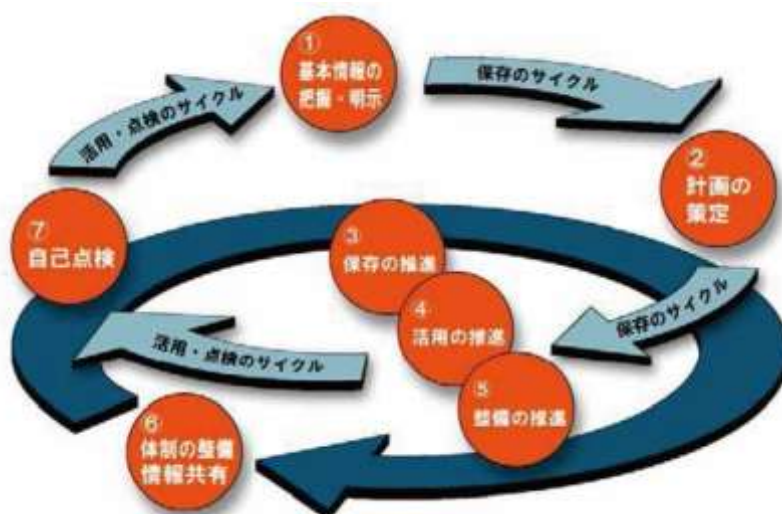


図12-1 史跡のマネジメントの循環過程（サイクル）のイメージ

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』より

表 12-1 姉小路氏城跡の保存活用に関する自己点検表①（1 年ごと）

項目	評価項目（細）	評価指標	達成度 (1～5)	達成度の理由
保存 (保存管理)	城郭遺構の把握	十分把握できているか。		
	露出遺構の経過観察	保存状態を把握しているか		
	現状変更の対象行為について	現状変更等の手続きや基準に関する住民の理解は十分に図られているか		
	災害、獣害対策	対策を行っているか		
	定期点検の実施	年 1 回以上実施しているか		
	来訪者の安全対策	危険個所の把握や安全対策を行っているか		
活用	山城ガイド	養成講座もしくはツアーが年 1 回以上実施		
	生涯学習における活用 (歴史講座・企画展等)	年 1 回以上行われているか		
	学校・地域団体等の活用	年 2 回以上実施されているか		
	観光利用	関係機関と共同で推進しているか		
	普及啓発・情報発信	パンフレット・HP 等によって十分に情報発信を行っているか		
	随時発信	SNS 等により調査成果や整備の過程を随時発信しているか		
研 調 究 査	史跡の実態解明のための調査	計画的に実施しているか		
	史跡の諸要素に関する調査研究	計画的に実施しているか		
整備	人命、遺構保護のための森林整備	適切に実施しているか		
	景観向上のための森林整備	計画的に実施しているか		
	サイン整備	計画的に実施しているか。整備済のサインの管理状況は十分か		
	登山道・園路・便益施設	整備、管理状況は十分か		
	ソフト整備	実施に向けた検討を行っているか		
	ガイドダンス施設	史跡のガイドダンス要素を適切に公開しているか		
運営 体制 整備	専門職員配置	1 名以上文化財部局に在籍し、史跡等の保存活用の主担当もしくは指導的立場にあるか		
	地元団体との連携	各城跡の保全活動を担う地域団体と連携が取れているか		
	飛騨市市内の連携	文化財・観光部局をはじめ、史跡の保存活用に関する関係部署の連携が取れているか		
	予算確保のための取り組み	予算確保のために必要な取り組みを行っているか		
	整備委員会開催	年 1 回以上開催し、現状の報告や保存活用に関する専門的指導を受けているか		
	推進協議会開催	年 1 回以上開催し、関係者の意見調整を行っているか。		

表 12-2 姉小路氏城跡の保存活用に関する自己点検表②（3年ごと）

項目	実施内容	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考(現状、目的、成果)
基本情報	史跡標識・境界が設置されているか				
	現地における指定範囲の把握ができていますか				
	保存活用計画を策定し、適切に見直しを実施しているか				
(保存管理)	石垣の現況調査を実施し、保存・修理対策を実施しているか				
	史跡の保存に関して専門技術者の参加、連携は図られているか				
	追加指定・公有化について、方針に沿って適切に行っているか				
活用	研究交流事業について、3年に1回以上行っているか				
	山城ガイド養成について長期的な視野で実施しているか				
	広域的活用事業を実施中もしくは実施にむけた検討しているか				
	多言語化等、外国人向けの対応がなされているか				
調査研究	整備活用に伴う調査研究について、計画に沿って実施しているか				
	広域的な調査研究の比較検討を実施しているか				
	調査研究成果の紙上報告について、4年に1回をめぐり、計画的に刊行・公開しているか				
	発掘調査、総合調査、整備工事の報告書について、各事業の完了段階に適切に刊行・公開しているか				
整備	景観向上のための森林整備を計画的に実施しているか				
	整備基本計画を策定し、適切に見直しを行っているか				
	学術的根拠に基づいた遺構整備を実施しているか				
	遺構整備にあたって工法や材料について十分検討しているか				
	遺構整備にあわせて、登山道・サイン・ソフト事業等の見学環境の整備を適切に実施しているか				
	古川地域のネットワーク的整備について、適切に実施しているか				
	広域的整備について、実施中もしくは実施にむけた検討を行っているか				
	多言語化に対応した整備が行われているか				
	保存活用計画・整備基本構想において目指すべき姿を実現できたか				
運営体制整備	史跡の保存活用、整備事業に対応するため、必要十分な専門職員を配置しているか				
	整備事業等の多額の予算を要する事業について、予算確保のための必要な取り組みを行っているか				
	総合政策指針、教育振興計画等、市の上位計画に史跡を位置付けているか				
	文化財保存活用地域計画等、市の文化財の総合的な計画の中に史跡を位置付けているか				

第13章 整備基本構想

第1節 短期における整備の実施内容

本章では、第9章に示した整備内容をもとに、短期（向こう10年後まで）を事業期間として、以下の点について史跡整備の具体的内容を整理する。向小島城跡については、現状で管理された登山道が無い場合積極的な整備を行わないが、状況に応じて他の城跡と同様の整備を検討する。

- 古川城跡・小島城跡・野口城跡・向小島城跡・小鷹利城跡を対象とした試行的整備（遺構保存・見学環境整備）
- 短期における史跡周辺の広域的な整備
- 遺構整備を含む中期の史跡整備事業に向けた課題整理（古川城跡・小鷹利城跡）

第2節 全体の整備内容

短期における試行的整備について、史跡全域に共通する整備内容を示す。

1. 保存のための整備

第9章第2節1で示した整備内容をもとに、以下の通り遺構保存のための整備を実施する。

（1）石垣の毀損防止

古川城跡・小島城跡に確認される石垣について、以下の通り現状を把握するとともに、状況に応じて適切な復旧（修理）方法を選択し、保護を図る。

- ・地表に露出している石垣について、石垣カルテを作成し、経過観察を行う。
- ・日常的な観察、日常的な維持管理を実施し、石垣を良好な状態に保つ。
- ・調査結果や劣化状況に応じて復旧（修理）を実施する。

○石垣カルテの作成について

石垣カルテは、通常の点検・観察と継続的な維持管理により収集された基本データの蓄積に、調査研究（基本調査・追加調査）によって集められた情報を加え、石垣の各面ごとの現在の状況に関する情報を体系的に整理する。カルテ作成により、城跡の石垣全体を対象として詳細に把握するとともに、石垣の各面について復旧（修理）の方針を決定して実際の方法を定め、自然災害等により崩落等が発生した際に効率的に復旧（修理）するために、石垣に関する重要な基礎情報を蓄積する。

カルテの標準様式（案）は下記表13-1の通りである。『石垣整備のてびき』（文化庁文化財部記念物課監修、2015）に示された石垣カルテの内容を基本に、『文化財石垣予備診断実施要領（案）』（文化庁文化資源活用課、2023）の〈基本情報〉の項目をカバーし、予備診断の評価も記載している。この案をもとに実際の運用の際には様式の確認を行う。石垣の規模・立地・形状などの基礎的情報、隅角部および築石部それぞれの詳細な情報をまとめ、破損・変状や石垣の特徴を略図や写真上に記入する。また、湧水の状況や被災・修理履歴・修理方法などの保存上必要な情報も記載する。使用石材の産地同定を行う場合に有益な情報となる帯磁率の計測も必要に応じて実施する。石垣カルテには、基本調査で得た情報を確実に残すとともに、追加調査によって得られた情報を順次追加していく。復旧（修理）を行った後には、経過観察の成果を踏まえ追加更新する。

（２）石垣以外の城郭遺構の保護

堀切・横堀・切岸等、主に土造りの城郭遺構について、以下の通り必要な保存整備を実施する。

- ・崩落等の恐れがある箇所について、覆土や土嚢による崩落の拡大防止、盛土工、法面の強化・安定化等、適切な復旧（修理）方法を選択し、遺構の保護を図る。
- ・将来的に崩落等の恐れがある箇所について、低木育成による法面保護等、森林整備を適切に実施することで土砂流出等の毀損リスクを低減させる。

（３）遺構の保全・防災対策

遺構に悪影響を及ぼす獣害等の要因・防災対策について以下を例として必要な整備を実施する。

- 獣害対策…保護ネットや柵などの設置、場合により捕獲等の獣害対策を行う
- 防災対策…雨水が通りやすい箇所を中心に斜面強化による崩落防止措置を行う。
- 人的被害の対策…人止めの柵・結界等による立ち入りの制限、サインによる表示

（４）定期点検の実施

- ・史跡内における定期的な巡視を実施して毀損箇所や毀損のリスクがある箇所を把握し記録する。毀損を発見した場合は毀損届を提出するとともに、被害の程度に応じて応急措置・復旧工事を実施する。
- ・定期点検において既存箇所や毀損のリスクがある箇所の経過観察を行い、被害拡大等の状況に必要な応じて応急措置や対策工事を実施する。

表 13-1 石垣カルテ様式案

史跡 姉小路氏城跡石垣カルテ 調査票

(表)

地区名						石垣番号						
延 長		(天端)	m		(下端)	m						
高 さ		(左)	m		(中央)	m		(右)	m			
地 盤		岩盤		地山		盛土		胴木	地盤種別			
石垣面位置		曲輪		天守台		櫓台		門台		塀台	虎口	
		通路側壁		濠側壁		石段		土留め	その他：			
石垣の形状 (タイプ)		非石塁(栗石層+地山)		非石塁(栗石層+盛土)		半石塁(栗石層+地山)						
		半石塁(栗石層+盛土)		半石塁突出型		石塁(栗石+盛土)						
		石塁(栗石のみ)		栗石無し、盛土のみ		不明						
隅 角 部	平面形状	(左)	出角		入角		出シノギ		入シノギ		すり付け	その他：
		(右)	出角		入角		出シノギ		入シノギ		すり付け	その他：
	立面形状 (勾配)		(反り無し)	度		(反り有り)	度		※ 反りが有る場合は頂部から約2m間の最大勾配を記す			
	石材加工技法		自然石		粗割石		割石		切石		石質	
	石材構成	算木積み (左)	(有無)		角脇石		縦石積み		石材寸法	m × m		
		算木積み (右)	(有無)		角脇石		縦石積み		石材寸法	m × m		
	加工痕跡等		※ 表面加工、刻印、矢穴痕、転用石、その他を記す									
	破損	ハラミ		ズレ		抜け		割れ		樹木		天端の沈下
		被熱割れ		被熱変色		その他：						
変状		全壊		部分崩壊		改修跡		埋没		その他：		
築 石 部	平面形状	直線		輪取り		反り		立面形状(気負い)		石質		
	立面形状 (勾配)		(反り無し)	度		(反り有り)	度		※ 反りが有る場合は頂部から約2m間の最大勾配を記す			
	石材加工技法		自然石		粗割石		割石		切石		石材寸法	m × m
	石積み技法		乱積み		布崩し積み		布積み		谷積み		築石控長	m
	石材構成		間詰め石		(量、加工技法など)：					鏡積み		
	加工痕跡等		※ 表面加工、刻印、矢穴痕、転用石、その他を記す									
	破損	ハラミ		ズレ		抜け		割れ		樹木		天端の沈下
被熱割れ			被熱変色		※ 周辺の危険木の有無なども記す							
変状		全壊		部分崩壊		改修跡		埋没		その他：		
湧水の状況		表面が乾いている			水がしみ出している			水が流れ出している				
文化財石垣予備診断 評価		ア		イ		ウ		エ		オ	カ	
略図 (正面・断面・その他)												
調査年月日						調査者						

飛騨市教育委員会

(裏)

被災・修理履歴・修理方法											
特記事項											
帯磁率(×10 ⁻³ SI)	1箇所目				2箇所目				3箇所目		
	使用機材	Terraplus社製 KT-10 v2				※ 計測位置が分かるように写真等にて記録を残すこと					
写真 (全景・左隅・右隅・各破損状況 外)、オルソ画像											

飛騨市教育委員会

2. 見学環境の整備

(1) 登山道の整備

第9章第2節4で示した通り、現状の登山道・見学動線を基本に整備を行う。

- ・現状、登山道や見学園路として利用されている道を維持管理する。
- ・見学者の安全確保のための管理施設や案内誘導・注意喚起サインを適宜整備する。設置にあたっては遺構への影響に配慮する。
- ・急斜面や崖際の危険箇所を中心として、来訪者の安全確保のため手すり、階段等の管理施設を設置する。設置にあたっては遺構への影響に配慮する。

(2) 森林整備

第9章第2節2で示した森林整備内容をもとに、以下の通り森林整備を行う。

1) 森林整備の範囲

遺構の保存・管理、活用、来訪者の安全のため、以下の基準で森林整備の範囲を設定する。

- ・曲輪等の視点場から標高差 20m 程度下まで(眺望確保にあたっての平均的な樹高の目安)。
- ・登山道周辺(来訪者の安全確保のため)
- ・山腹崩壊危険箇所(地形・遺構の保全のため)

2) 森林整備の内容

第9章第2節2で示した森林整備の目的を達成するため、以下の森林整備を実施する。

①人命への影響に対する森林整備

- ・倒木や滑落等による人命へのリスクが懸念される枯損木・危険木・支障木等の伐採・除去等。
- ・登山道や曲輪等からの転落防止を目的とした斜面際の低木育成

②遺構への影響に対する森林整備

- ・遺構に悪影響を及ぼす可能性のある樹木の伐採・除去
- ・切岸等の急傾斜箇所における斜面保護のための低木育成
- ・山腹崩壊危険箇所における森林健全化

③活用・眺望景観向上のための森林整備

○主郭などの眺望ポイントからの眺望景観の確保を目的として以下の森林整備を実施する。

- ・短期的な眺望確保を目的としたスポット的な単木の伐採・剪定
- ・長期的な眺望景観確保を視野に入れた適切な樹木量の調整、段階的な伐採・剪定

○城郭の空間内における重要な構成要素の存在や位置関係の把握に資する視認性確保を目的として以下の森林整備を実施する。

- ・藪化した遺構部分の刈払い
- ・城跡内における視界確保を目的とした伐採・剪定、適切な樹木量の調整

○遠方から眺めた際の城山としての認知を目的として、以下の森林整備を実施する。

- ・主郭等における適切な樹木量の調整、段階的な伐採・剪定
- ・遠方からの目印となる視線目標木の設定と管理

④維持管理

登山道及び見学ポイントを中心に定期的な巡回を実施して適切な維持管理を行う。

(3) サイン整備

第9章第2節3で示したサイン整備内容をもとに、以下の通りサイン整備を行う。

1) サイン整備の内容

以下表13-2の通り各城跡におけるサイン整備を実施する。

表13-2 サイン整備の内容

ポイント	サインの種類	表示内容の例
見学起点 (駐車場・登山口)	①誘導サイン	・史跡の見学に関する案内誘導(例1: →〇〇城跡登山口)
	②位置表示サイン	・史跡の名称(例: 〇〇城跡 駐車場、〇〇城跡 登山口)
	③案内サイン	・経路や位置関係を示した地図や略図 ・駐車場や史跡の利用案内
	④規制サイン	・利用者の行動を規制する情報を表示 (例: 火気厳禁、落石注意・熊出没注意など)
	⑤解説サイン	・史跡の概要や歴史、主要な遺構についての全体的な解説 ・③④もまとめて表示することを検討
中間点・分岐点	①誘導サイン	・分岐方向を表示(例: →主郭)
	②位置表示サイン	・動線上の位置を表示(例: 〇〇城跡中間地点)
見学箇所 (主郭等の目的地)	③案内サイン	・経路や位置関係を示した地図や略図
	④規制サイン	・利用者の行動を規制する情報を表示(例: 火気厳禁、落石注意・熊出没注意など)
	⑤解説サイン	・史跡の概要や歴史、主要な遺構についての全体的な解説 ・③④もまとめて表示することを検討
見学箇所 (遺構等)	②位置表示サイン	・遺構等の名称表示(例: 主郭、堀切)
	⑤解説サイン	・史跡の構成要素や調査成果等についての解説
その他	④規制サイン	・危険箇所における立入禁止、落石注意等の表示

2) サインのデザイン・仕様について

- ・デザインは史跡の景観や市内のサイン整備事例に配慮しつつ、統一感を持たせる。
- ・可能な限り耐候性のある素材や印刷方法を選択する。
- ・地下遺構に配慮しつつ安定的な工法を選択する。
- ・色調は史跡の景観にふさわしい色彩を選択する。
- ・文字のフォントは市デザインマニュアルに準拠した書体(花蓮華、本明朝(文章)、Aldus(英文))を基本とする。

3) 整備サインの仕様例

上記のサイン整備について、江馬氏城館跡における施工例を参考に以下の通り仕様案を考案する。以下を基本に、現地の状況等を鑑みて都度内容は変更する。

表 13-3 整備サインの仕様例

形式	サインの種類	サイズ	素材・形状	塗装	基礎	条件
標柱（大）	①誘導サイン	□100*100、 L=2000	アルミ角パイプ（上部 蓋溶接塗）	ウレタン樹脂 焼付塗装	埋込・モルタル 充填	埋込の為の掘削が可能な地点に限る
標柱（小）	②位置表示サイン ④規制サイン	□ 80*80、 L=1500				
表示板	②位置表示サイン ④規制サイン ⑤解説サイン	W300*H450	アルミ複合板、支柱・ 枠・台座鉄角パイプ	板面＝溶剤系 インクジェット出力及び UV カットラミネート 支柱・枠＝ウレタン樹脂焼付塗装	埋込・モルタル充填（掘削が困難である場合は支柱裾に鉄板、取付アンカー、ウエイト 等）	
説明板（大）	③案内サイン ⑤解説サイン	W1200*H910	説明板枠アルミ角パイプ□30*30、			
説明板（小）		W1200*H700	支柱・枠材鉄各パイプ □75*75			

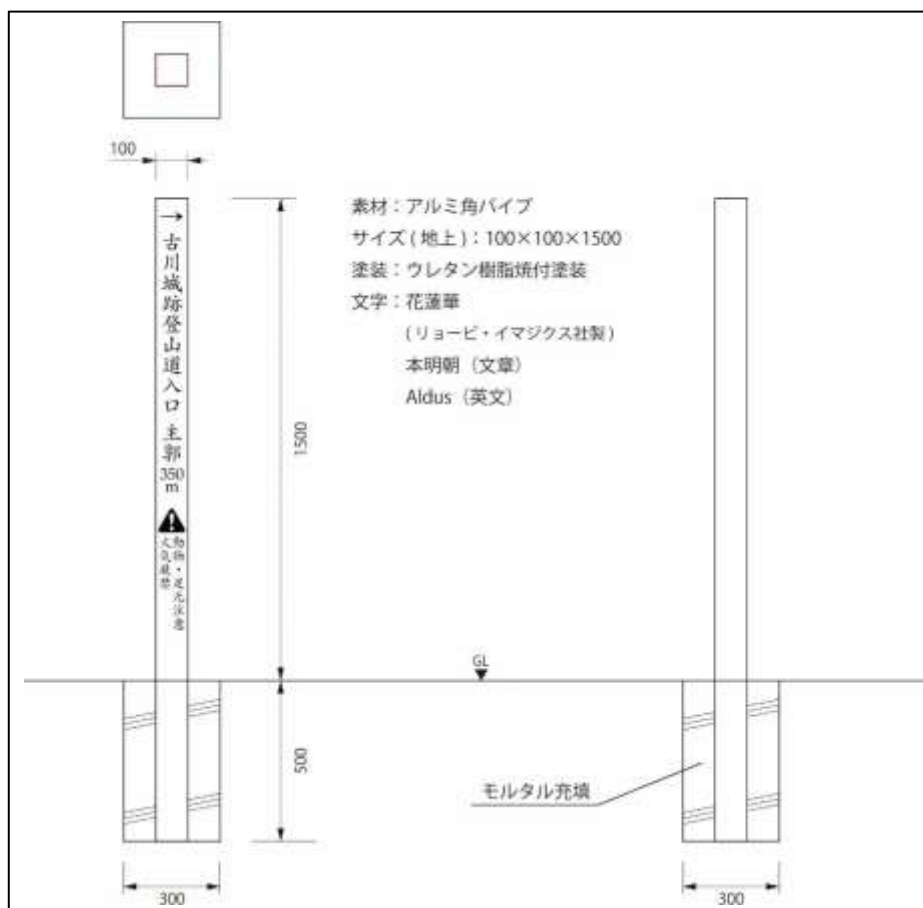


図 13-1 サイン整備仕様図面例 標柱（大）

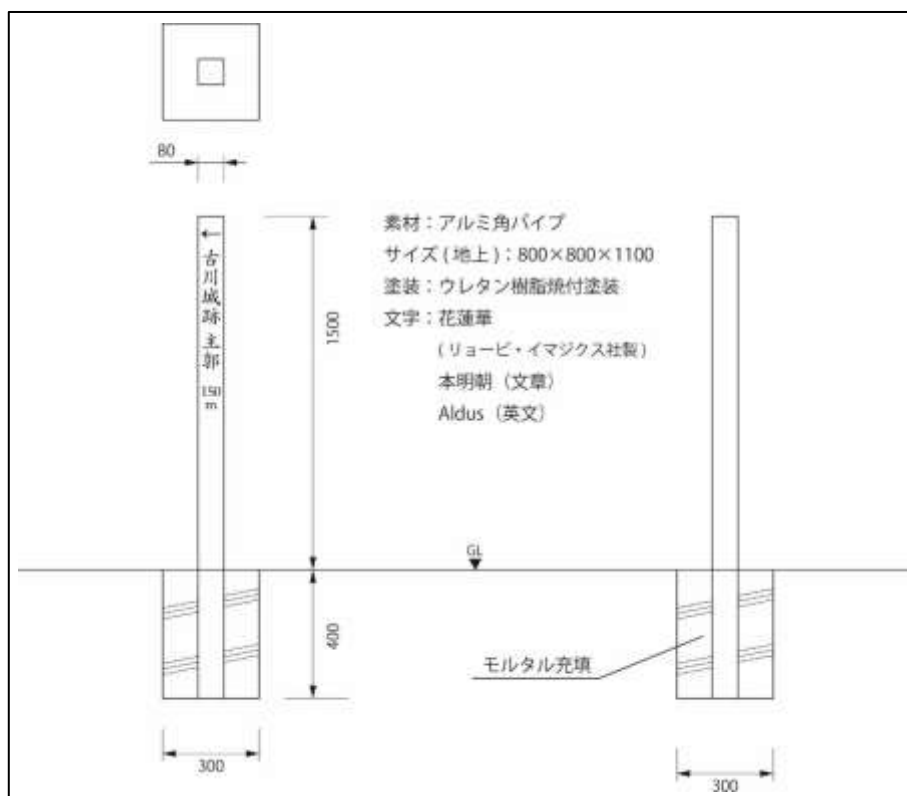


図 13-2 サイン整備仕様図面例 標柱（小）

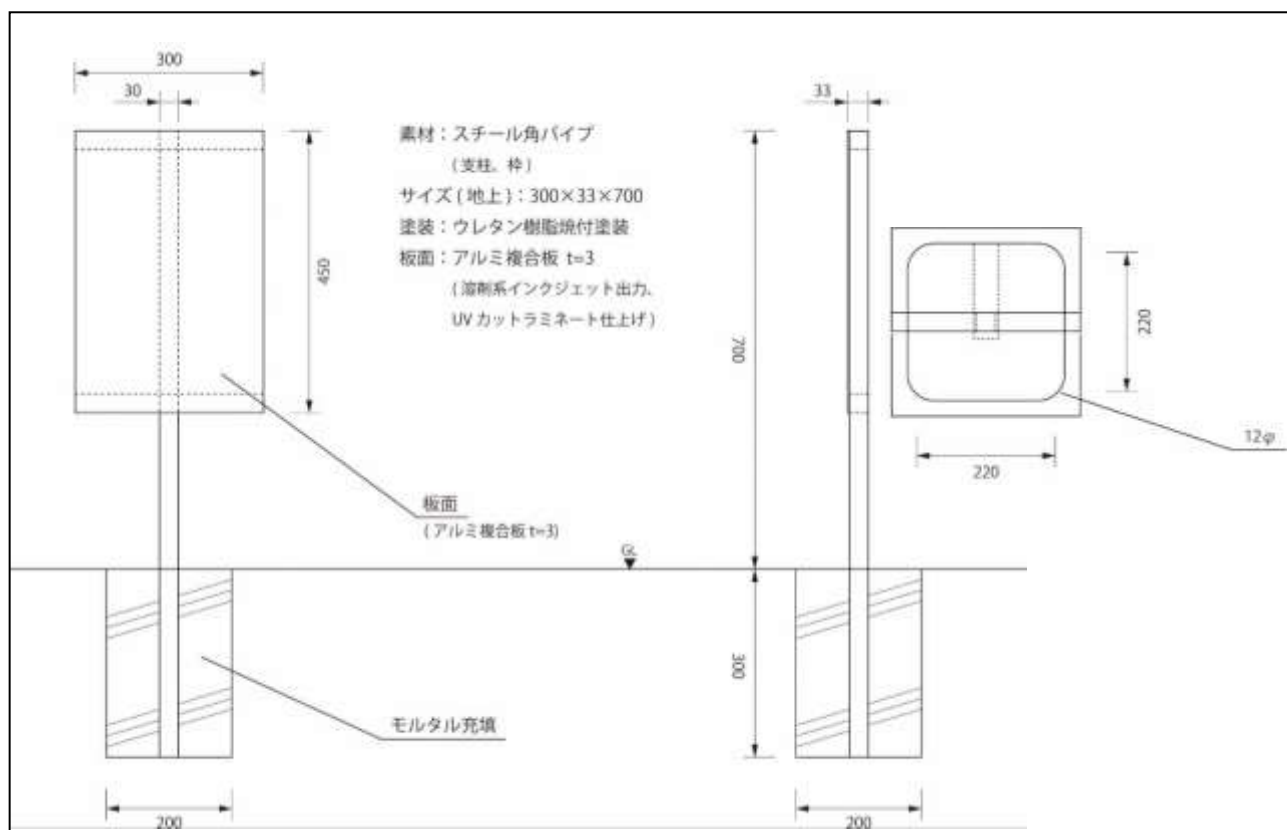


図 13-3 サイン整備仕様図面例 表示板（埋込）

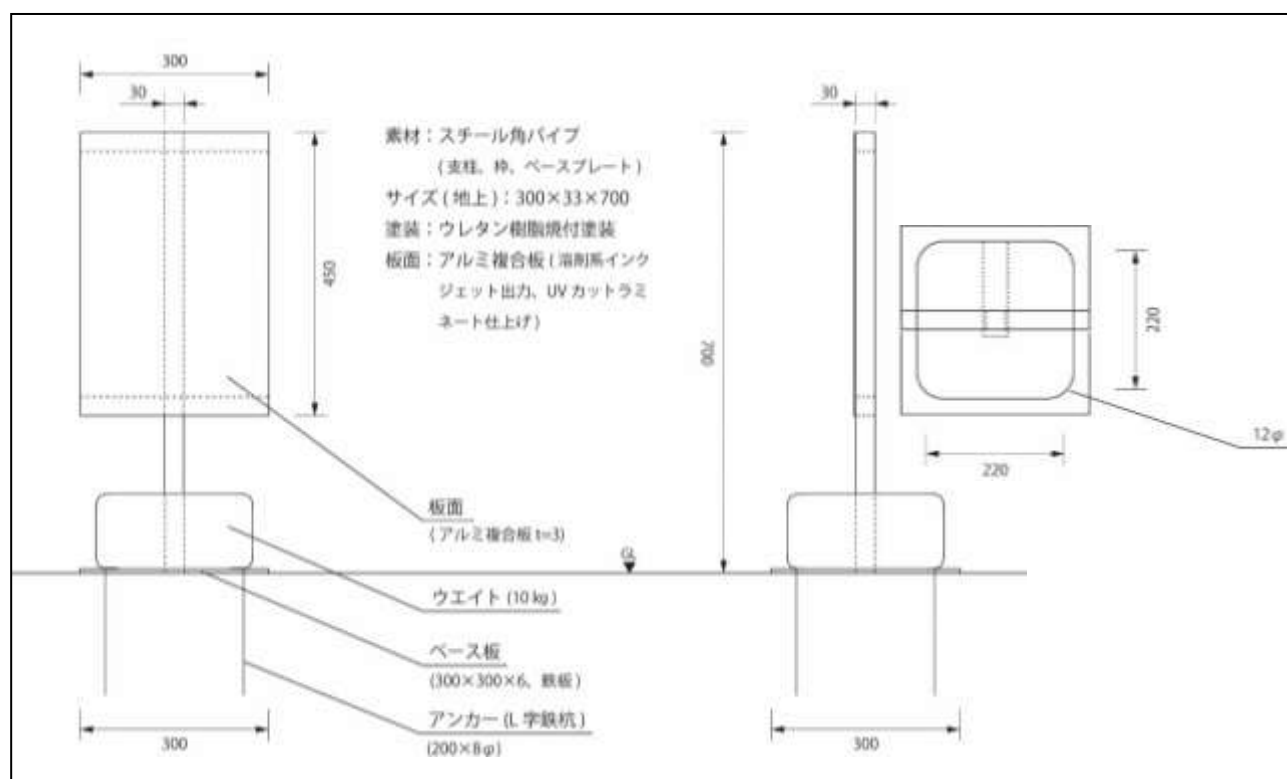


図 13-4 サイン整備仕様図面例 表示板（据置）

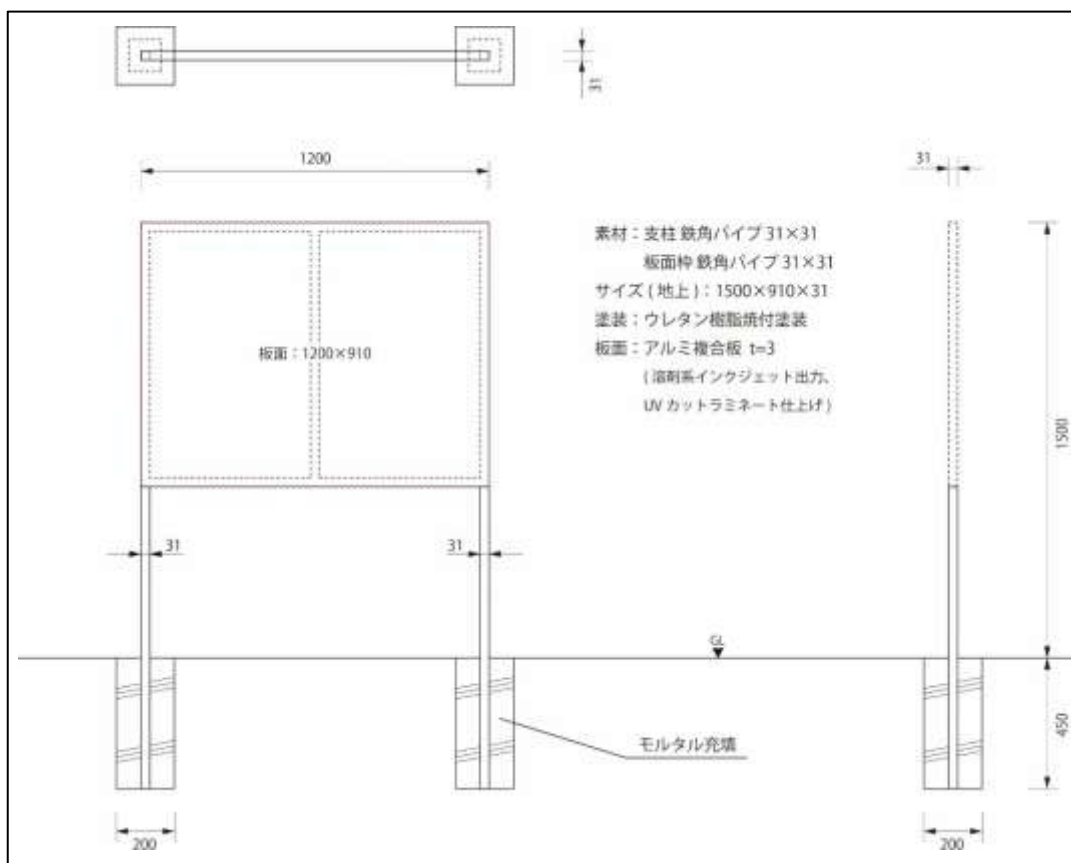


図 13-5 サイン整備仕様図面例 説明板（大・埋込）

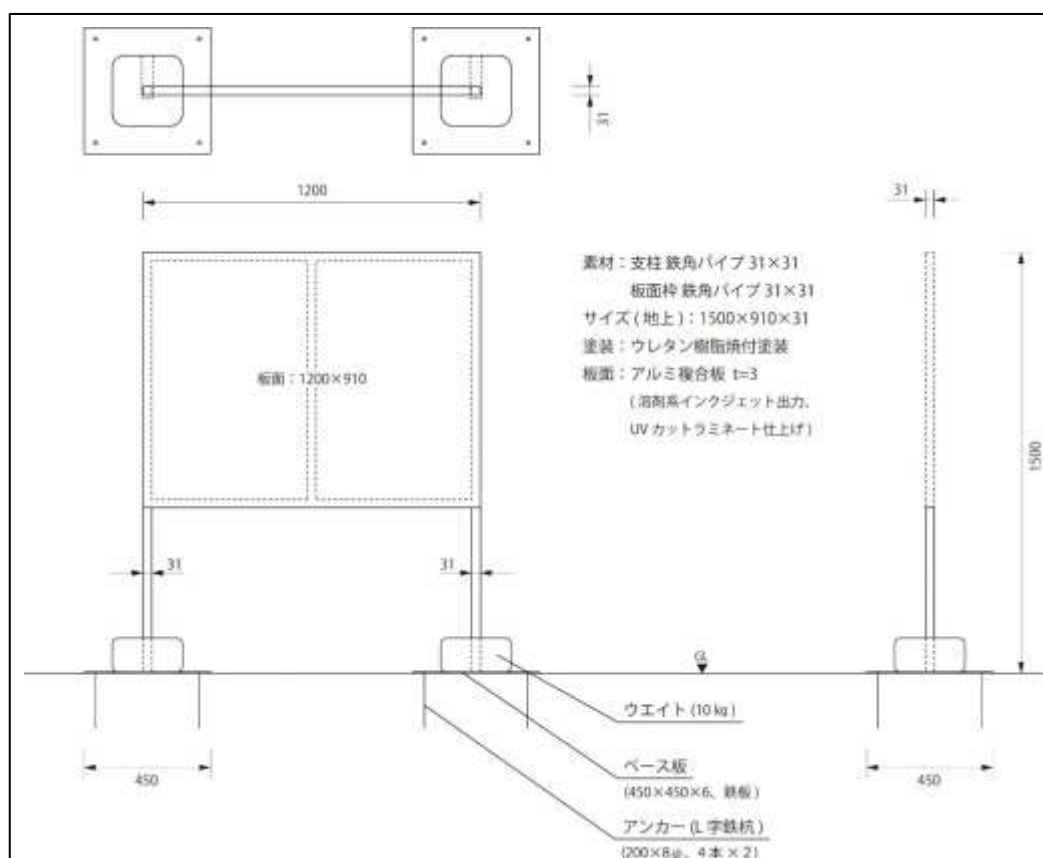


図 13-6 サイン整備仕様図面例 説明板（大・据置）

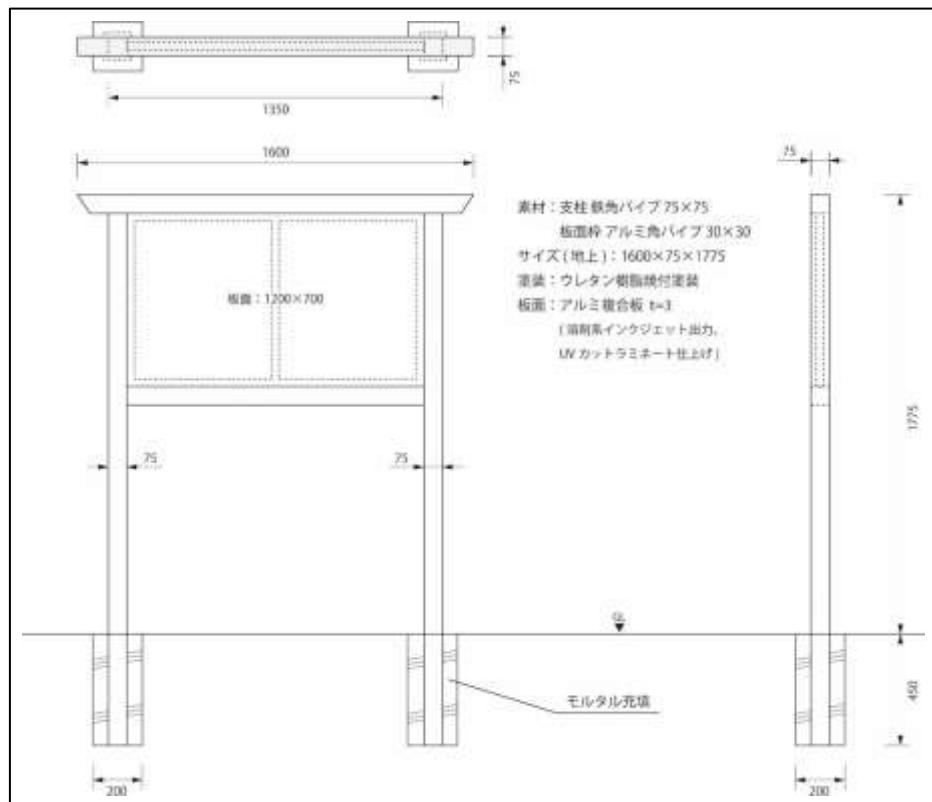


図 13-7 サイン整備仕様図面例 説明板（小・埋込）

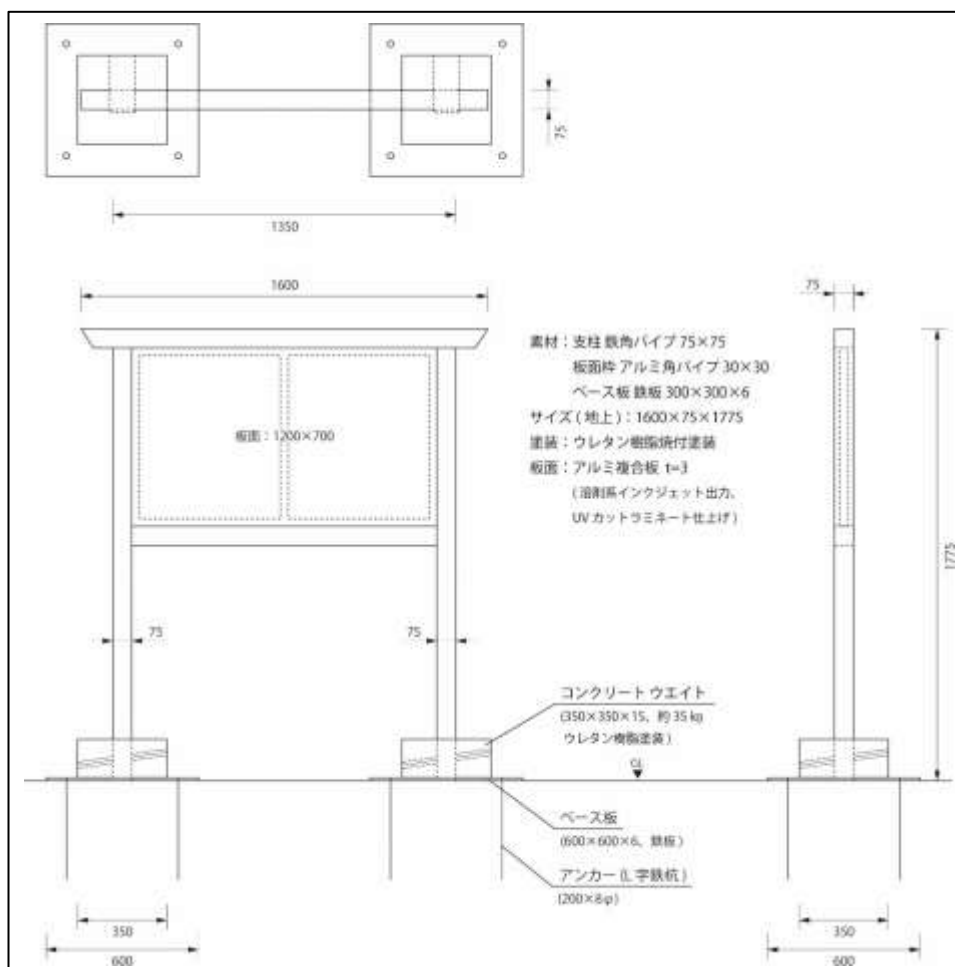


図 13-8 サイン整備仕様図面例 説明板（小・据置）

3. 周辺整備構想

史跡を核として、包括する地域全体でネットワーク的に活用するため、以下のような周辺整備を実施する。動線の起点となる道の駅等の交通施設の他、拠点地区と関連する文化遺産・文化施設・観光施設等の施設も有機的に取り込む。

(1) サイン・インフォメーションの整備

1) 市内の動線起点におけるサイン整備

広域の案内誘導を行うため、道の駅、鉄道駅などの行動起点において総合案内サインの整備を検討する。

2) ネットワークの交点となる箇所におけるサイン整備

史跡を構成する各城跡を結ぶ基幹道路を史跡の見学車両動線と位置づけ、その分岐点や動線上に誘導サインの整備を検討する。

3) 関連文化遺産・文化施設・観光施設におけるサイン整備

各城跡や動線起点と連動させるため、位置サイン、総合案内サイン、規制サイン、解説サイン等の整備を検討する。

(2) ガイダンス機能の維持管理と将来的な検討

- ・当面の間、既存のガイダンス要素（山城情報コーナー）の機能を維持し、利用状況から来訪者の感想を踏まえて内容の拡充を検討する。
- ・中期の広域整備にあたって、既存ガイダンス施設のあり方や実績について効果を測定し、将来的なガイダンス施設整備の検討を行う。

(3) 普及啓発・ソフト整備との連動

- ・史跡見学を主とした山城マップ等の印刷物の作成配布を推進する。
- ・AR等、デジタルコンテンツ等を活用した史跡のガイドツールの整備を検討する。
- ・オープンデータ、VR等による場所を選ばない史跡のガイドツールの整備を検討する。
- ・各種媒体の多言語化を推進する。サインの多言語化表示はデジタルツールとするなど、表示方法についても適切な手法を検討する。

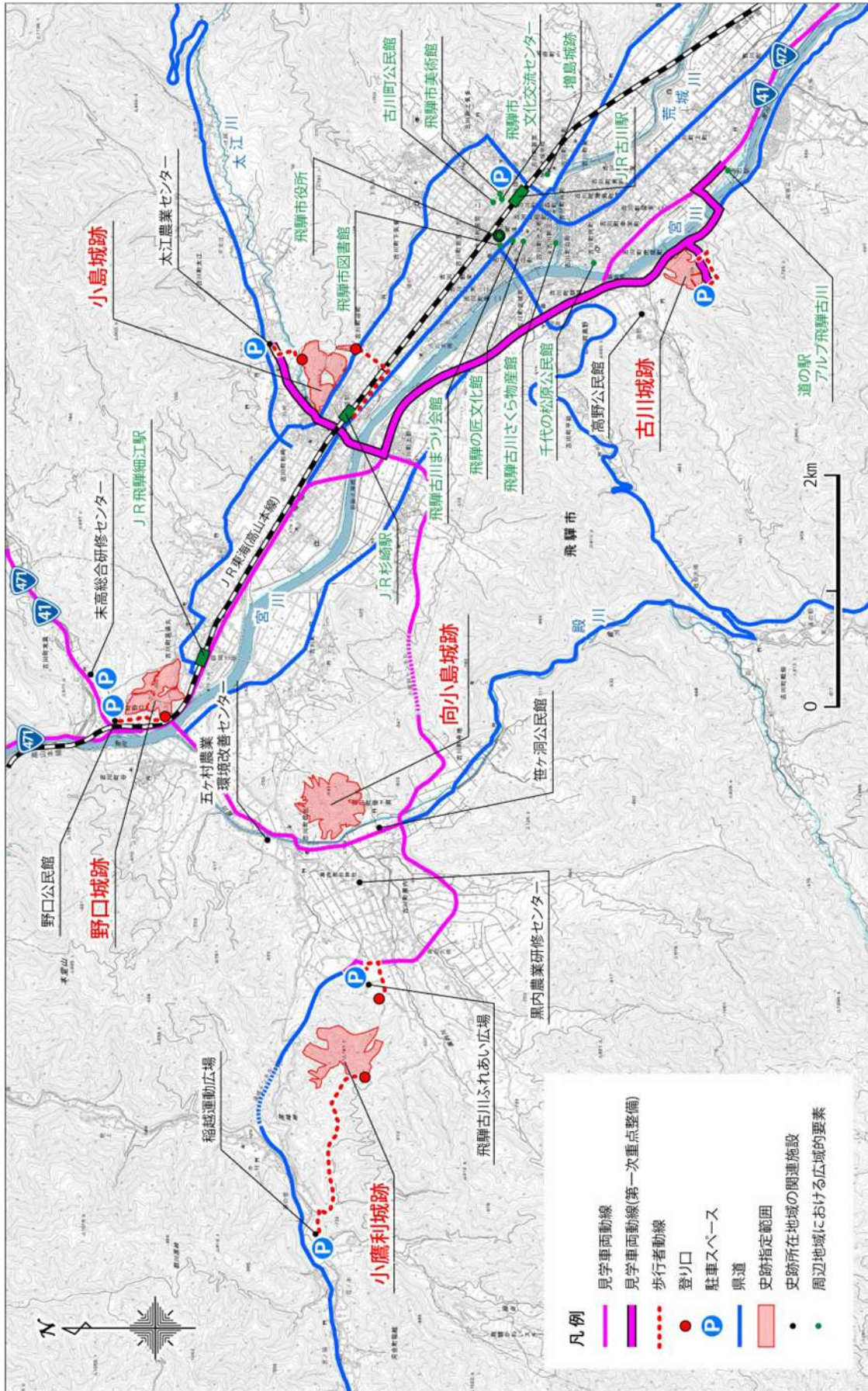


図 13-9 広域整備構想概念図

第3節 城跡ごとの整備内容

古川城跡・小島城跡・野口城跡・小鷹利城跡の4城について、城跡ごとの短期における整備内容を以下の通り示す。

1. 古川城跡における整備内容

(1) 登山道の整備

- ・主郭までの動線は現状の登山道を維持管理する。
- ・主郭南側の帯曲輪を廻る動線を維持管理する。

(2) サイン整備

- ・前節を基本とする。見学箇所2に総合解説サインを設置する。

(3) 森林整備

眺望ポイントからの眺めを確保する森林整備について、以下の通り実施する。

ポイント1：眺望確保のため、スポット的に枝打ちを行う。その後、段階的に斜面の樹木を減らしていく。

ポイント2：斜面の樹木を現況の半分程度を目標に段階的に伐採する。曲輪上のヒノキ群は枝打ちを実施して視界を確保する。

ポイント3：枯損木・倒木が現状多くみられるため、安全確保のため伐採、処分を行う。

(4) 周辺環境整備

- ・現状と同じく、南西麓の駐車スペース（P125、197）の維持管理を行う。
- ・道の駅や他の山城跡との連絡を意識したサイン等によるルート整備を行う。

(5) 中期の遺構整備にむけた検討事項

遺構整備に向けた検討として以下について計画的に実施する。

- ・主郭平坦地の遺構の深度・範囲・構造等把握のための発掘調査
- ・枳形虎口周辺の遺構の深度・範囲・構造等把握のための発掘調査
- ・想定見学ルート上における遺構の深度・範囲・構造等把握のための発掘調査
- ・遺構表示手法の検討
- ・整備に伴う斜面保護等の手法検討
- ・整備計画範囲の公有化にむけた調整
- ・山麓地区の整備活用に向けた検討

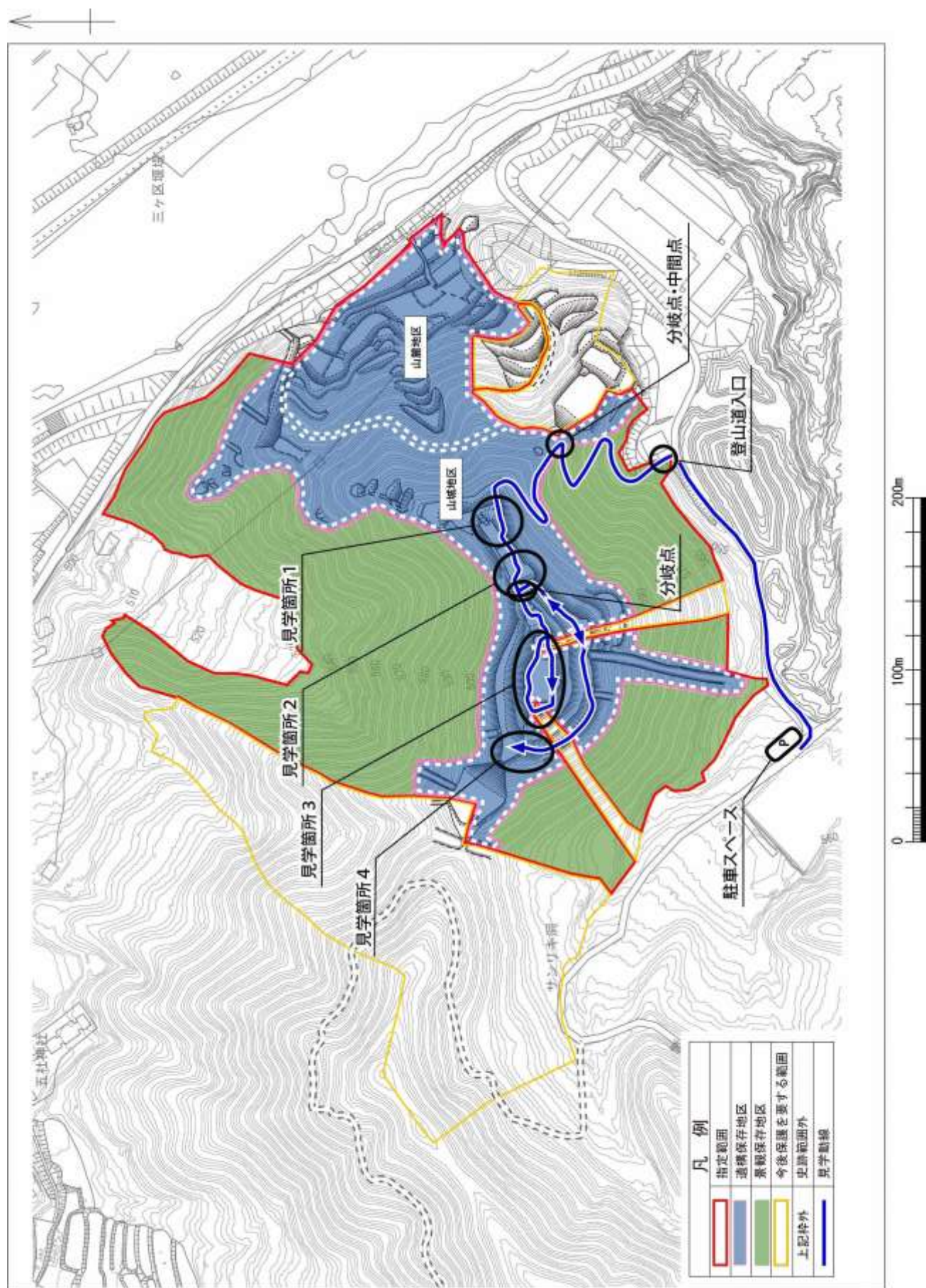
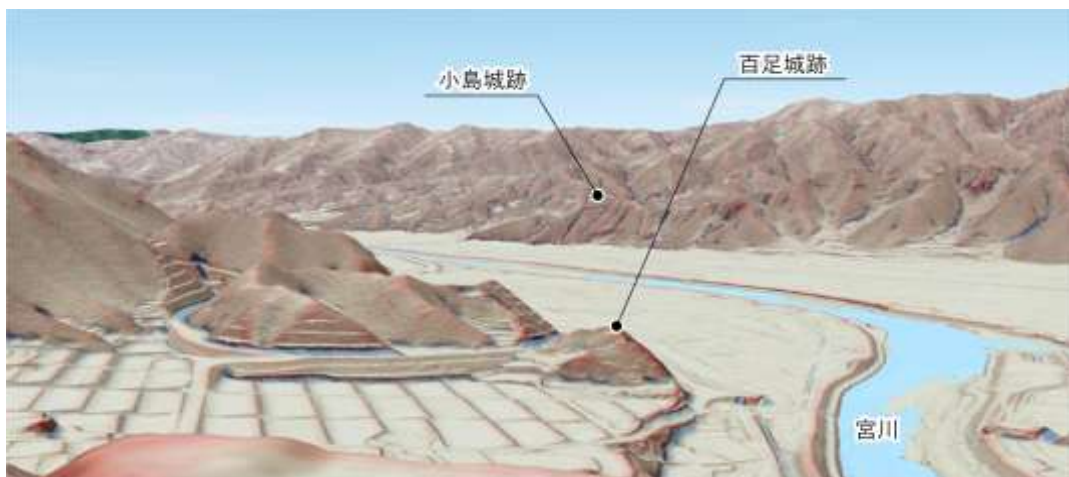


図 13-10 古川城跡 整備構想概念図

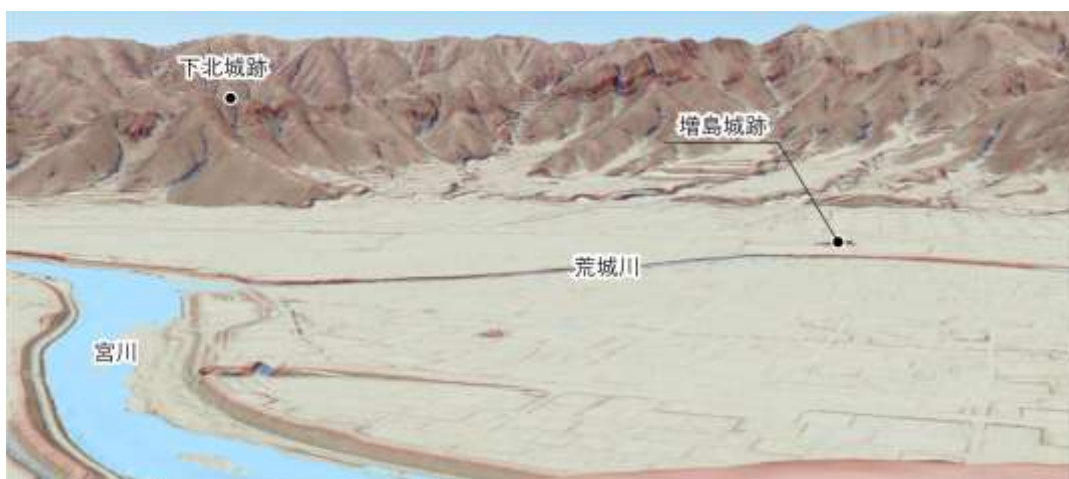


図 13-11 古川城跡 森林整備概念図

ポイント 1（曲輪 1 より北方向を望む）



ポイント 2（曲輪 1 より東方向を望む）



ポイント 3（曲輪 5 より北東方向を望む）

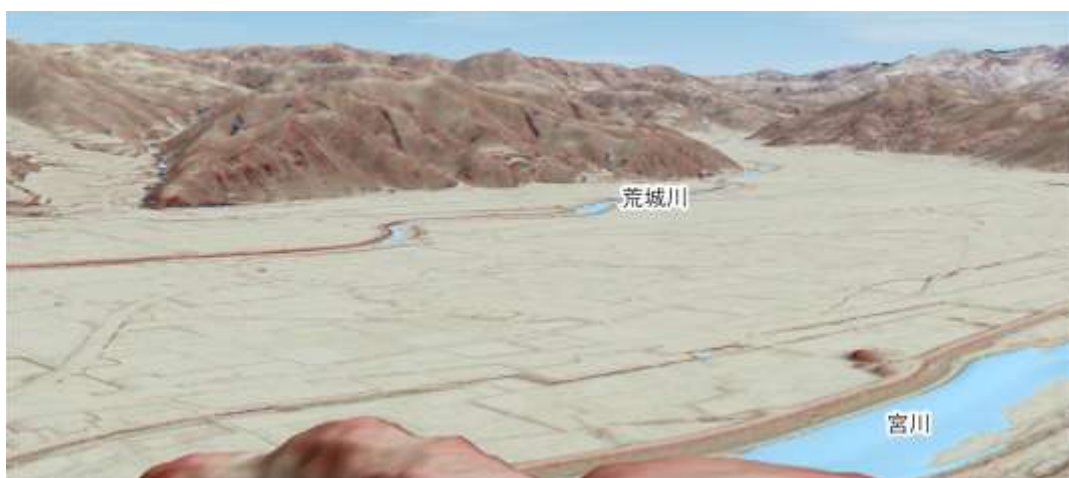


図 13-12 古川城跡眺望シミュレーション図

2. 小島城跡における整備内容

(1) 登山道の整備

- ・現状存在する3ルート of 登山道を維持管理する。
- ・櫓台、主郭、虎口を廻る山上部の見学動線を維持管理する。

(2) サイン整備

- ・前節を基本とする。見学箇所2に総合解説サインを設置する。

(3) 森林整備

眺望ポイントからの眺めを確保する森林整備について、以下の通り実施する。

ポイント1：現状の樹木の密度を基本に管理する。北側斜面は土砂崩れ防止のためにこれ以上伐採せず、適度に樹木を育てる。現状曲輪上に見られるような植樹は控える。

ポイント2：現状眺望が確保されているが、斜面保護のため南側斜面は現状よりも少し伐採を抑える。櫓台の南東方向（曲輪8付近）の状況を基本とする。曲輪上の記念植樹は遺構に悪影響を及ぼす可能性があるため、関係者と協議して可能であれば伐採する。

ポイント3：石垣部分の樹根が巻き付いている木は近い将来倒木の危険があるため伐採する。

(4) 周辺環境整備

- ・現状の太江農業センター駐車場（P125、197）を利用継続するよう、地域の維持管理に協力する。
- ・現状と同じく、太江農業センターから太江口に至るサイン等によるルート整備を継続する。
- ・サイン等により、近隣の杉崎駅からのルート整備を行う。
- ・道の駅や他の山城跡との連絡を意識したサイン等によるルート整備を行う。

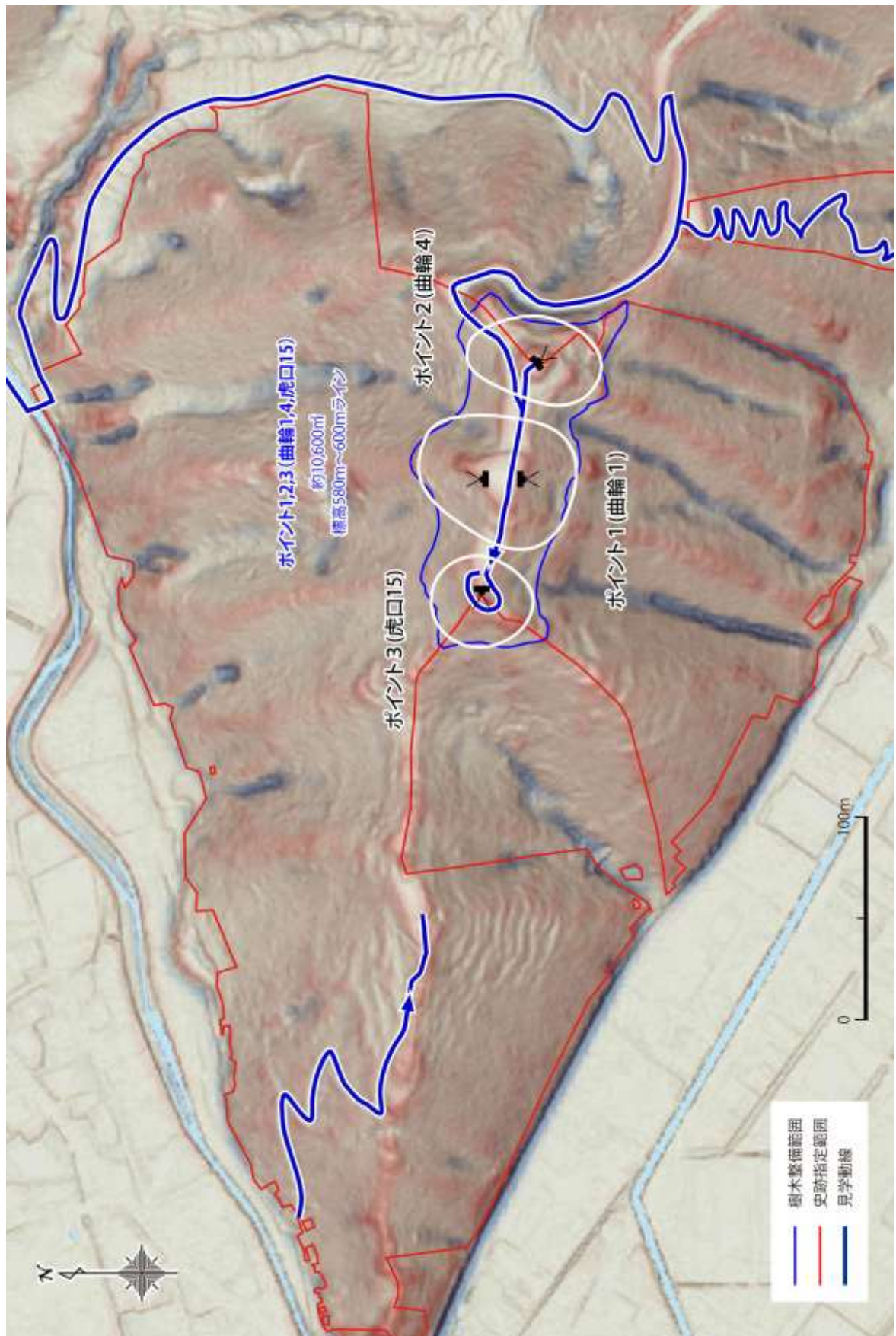
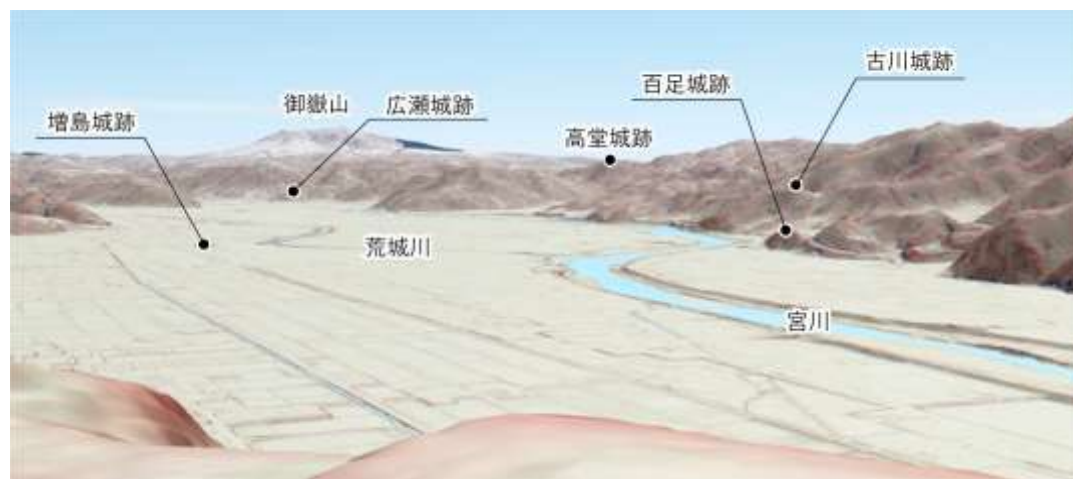


図 13-14 小島城跡 森林整備概念図

ポイント 2（曲輪 4 より南東方向を望む）



ポイント 3（虎口 15 より西方向を望む）

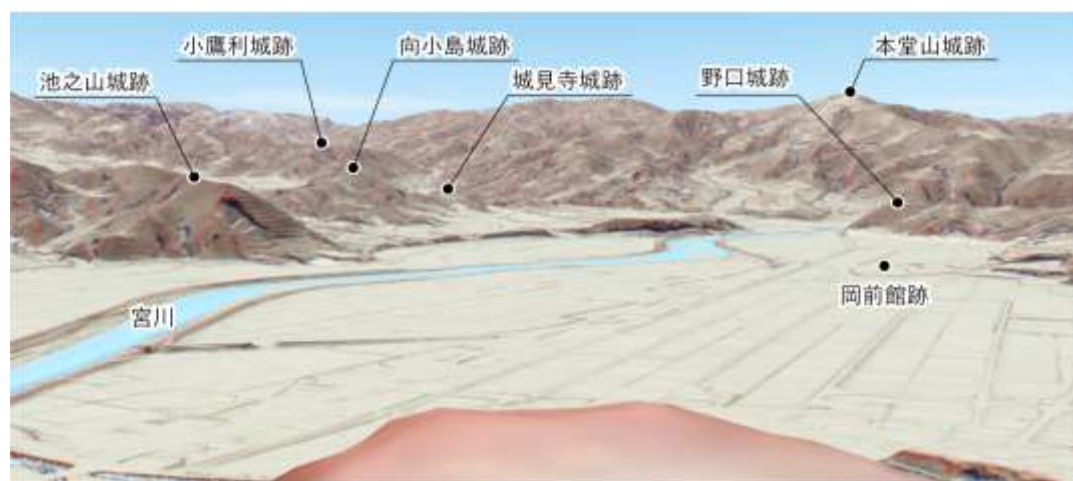


図 13-15 小島城跡眺望シミュレーション図

3. 野口城跡における整備内容

(1) 登山道の整備

- ・主郭までの動線は現状の登山道を維持管理する。
- ・主郭から見学箇所 3・4 に至る動線を整備する。
- ・主郭から北側切岸を下りるため階段・梯子等を設置する。整備に関しては地下遺構に十分配慮する。
- ・見学箇所 3、4 を廻る動線は、現状の地形を基本に安全なルートを整備する。

(2) サイン整備

- ・前節を基本とする。見学箇所 2 に総合解説サインを設置する。

(3) 森林整備

見学ポイントにおける森林整備について、以下の通り実施する。

ポイント 1：現状の樹木の量が多いアカマツ・カラマツは伐採し、低木や幹の直径 5～10 cm 程度の樹木は現状を維持する。史跡範囲外の南西方向については所有者との協議が整えば伐採を検討する。

ポイント 2：ポイント 1 ほど樹木の量は多くないため、太い樹木は伐採せず現状を維持するが、見通しを考え枝払いを行う。ナラや幹が細い樹木は積雪による影響が想定されるため伐採する。

ポイント 3：現状、スギの樹木の量が多いため、スギを中心に伐採する。

ポイント 4：遠望を見通すポイントではないため、地区内の遺構を見通せるように小さな樹木を疏く。

(4) 周辺環境整備

- ・現状の駐車スペースである、野口公民館・末高総合研修センター（P125、197）の利用を継続するよう、地域の管理に協力する。
- ・道の駅や他の山城跡との連絡を意識したサイン等によるルート整備を行う。

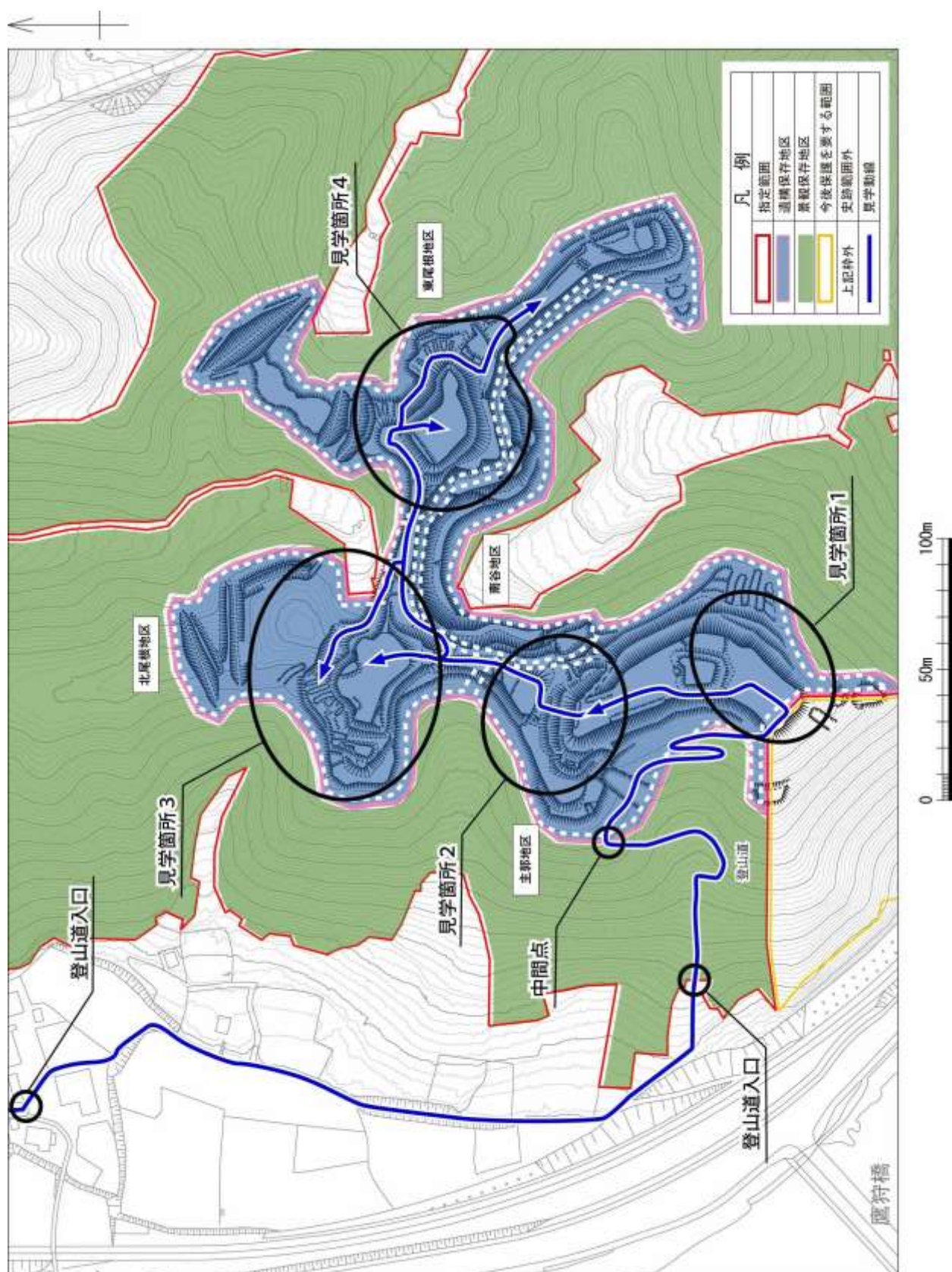


図 13-16 野口城跡 整備構想概念図

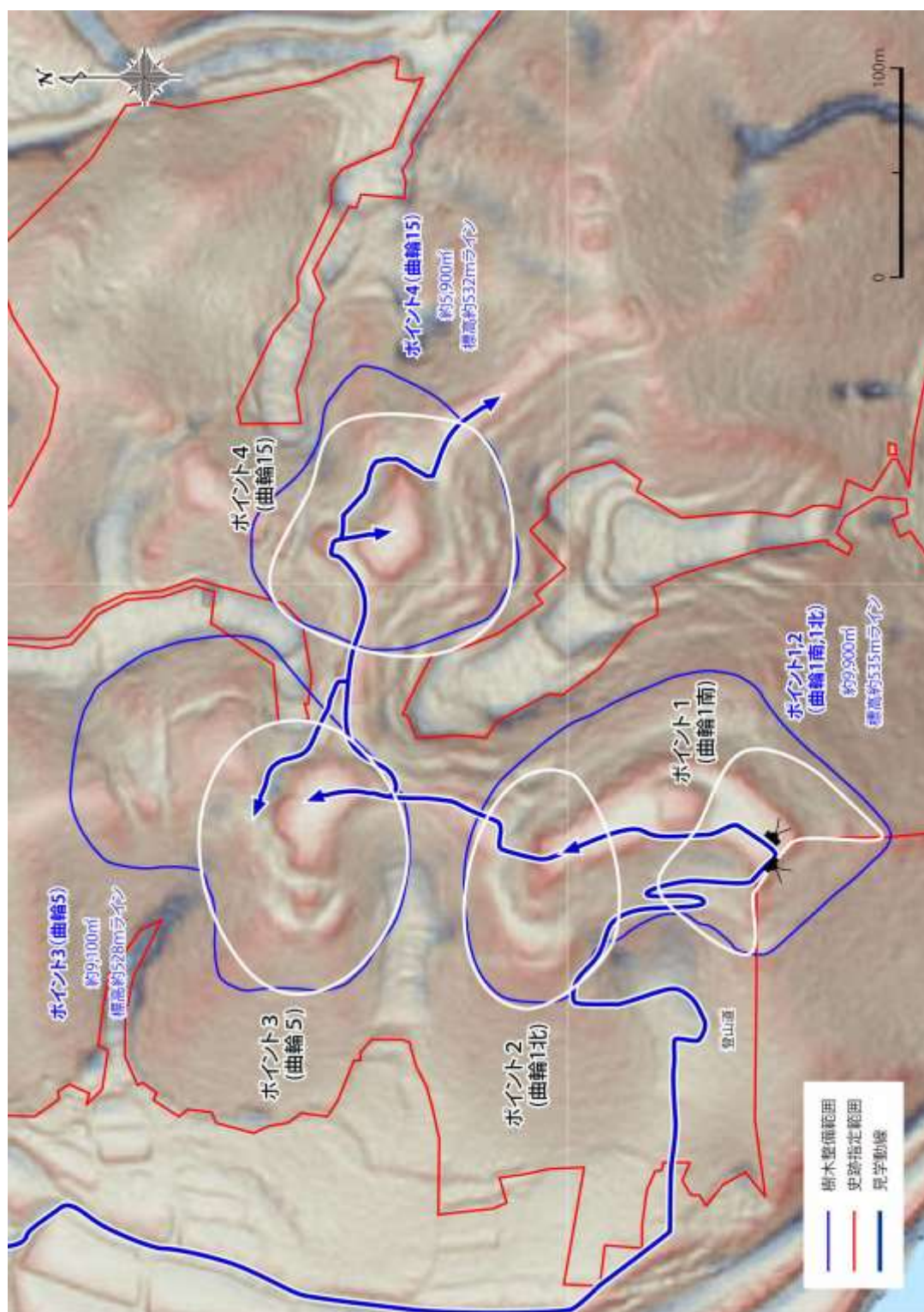


図 13-17 野口城跡 森林整備概念図

ポイント 1（曲輪 1 より南東方向を望む）



ポイント 1（曲輪 1 より南西方向を望む）

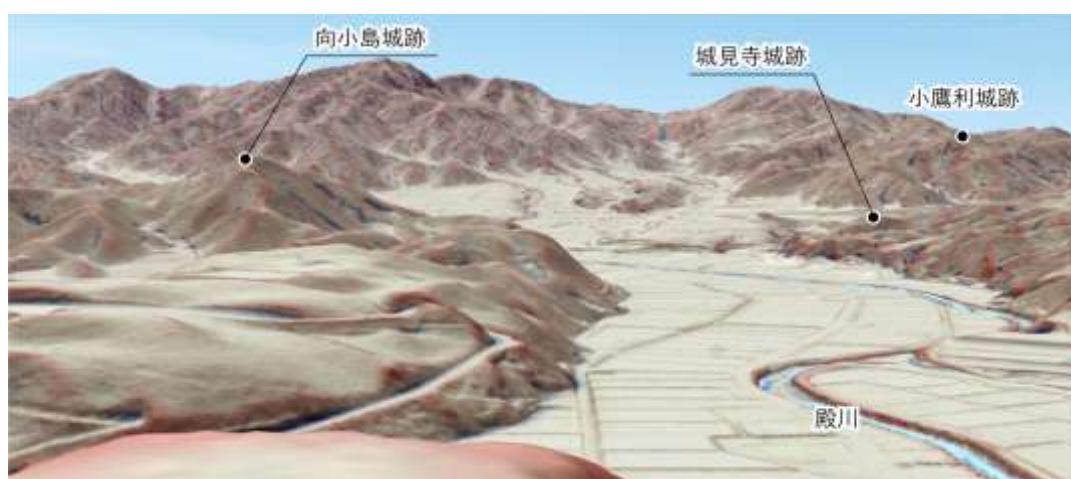


図 13-18 野口城跡眺望シミュレーション図

4. 小鷹利城跡における整備内容

(1) 登山道の整備

- ・現状存在する3ルート of 登山道を維持管理する。
- ・主郭周辺、畝状空堀群を廻る山上部の見学動線を維持管理する。

(2) サイン整備

- ・前節を基本とする。見学箇所2に総合解説サインを設置する。

(3) 森林整備

眺望ポイントからの眺めを確保する森林整備について、以下の通り実施する。

ポイント1：曲輪上の樹木は見通しを確保するため適度に伐採・剪定を行う。モミジ等過去に植樹された可能性が高い樹木は整理を行う。斜面の樹木は他の城跡への眺望が確保できる程度に樹木の量を減らす。北東尾根地区内の大木2本は将来的に倒れる可能性が高いため、安全面・遺構保護の観点から伐採する。

ポイント2：東尾根方面の眺望を確保するため、低木や枯木の伐採を中心として全体的に樹木の量を減らす。

ポイント3・4：畝状空堀群が視認できるようにする。全面を伐採するのではなく、低木や枯れ木を中心に伐採し、直径5cm程度の幹の樹木を部分的に残すようにする。コナラ等の大木はそのまま残し、枯れた場合は伐採する。伐採した樹木を空堀内に残置しないよう注意する。

(3) 周辺環境整備

- ・現状のふれあい広場駐車場（P125、197）の利用を継続する。西側（稲越方面）ルートの駐車場についても整備を検討する。
- ・道の駅や他の山城跡との連絡を意識したサイン等によるルート整備を行う。
- ・北部山麓に位置する市有林との一体的な整備を志向するため、関係部局と連携する。

(4) 中期の遺構整備にむけた課題整理

遺構整備に向けた検討として以下について計画的に実施する。

- ・主郭平坦地の遺構の深度・範囲・構造等把握のための発掘調査
- ・想定見学ルート上における遺構の深度・範囲・構造等把握のための発掘調査
- ・遺構表示手法の検討
- ・整備に伴う斜面保護等の手法検討
- ・整備計画範囲の公有化にむけた調整

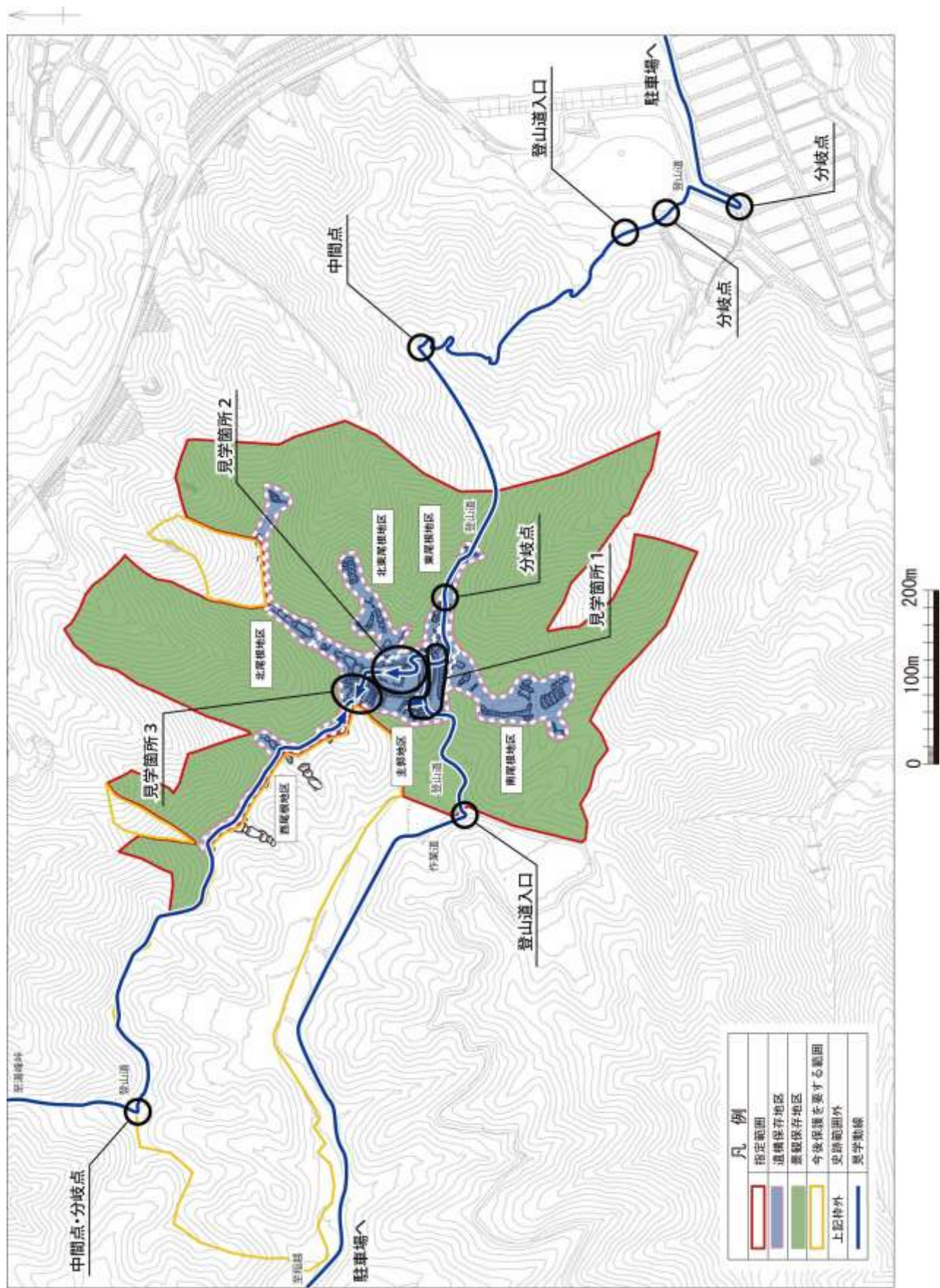


図 13-19 小鷹利城跡 整備構想概念図

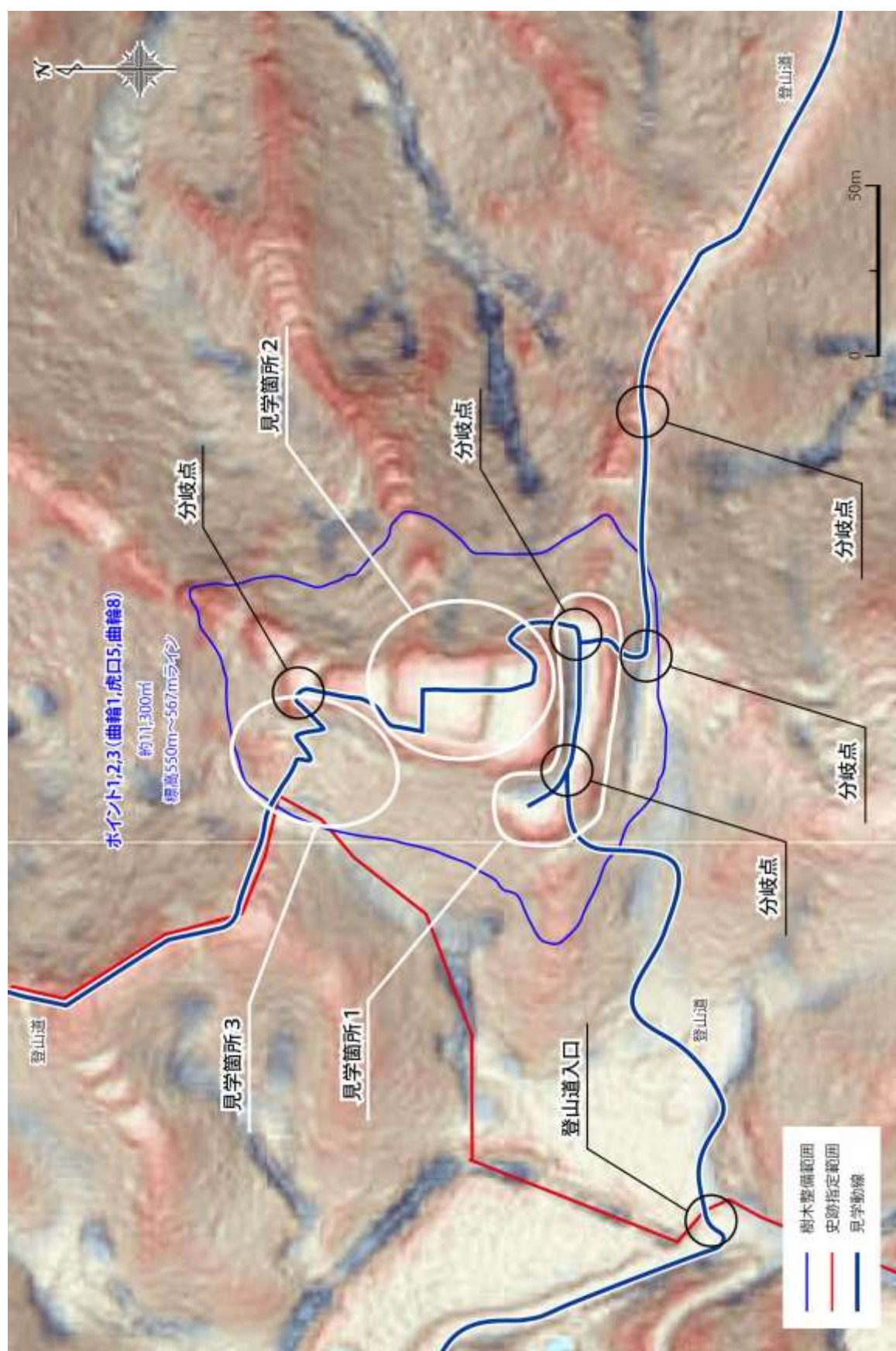


図 13-20 小鷹利城跡 整備構想概念図 (拡大)

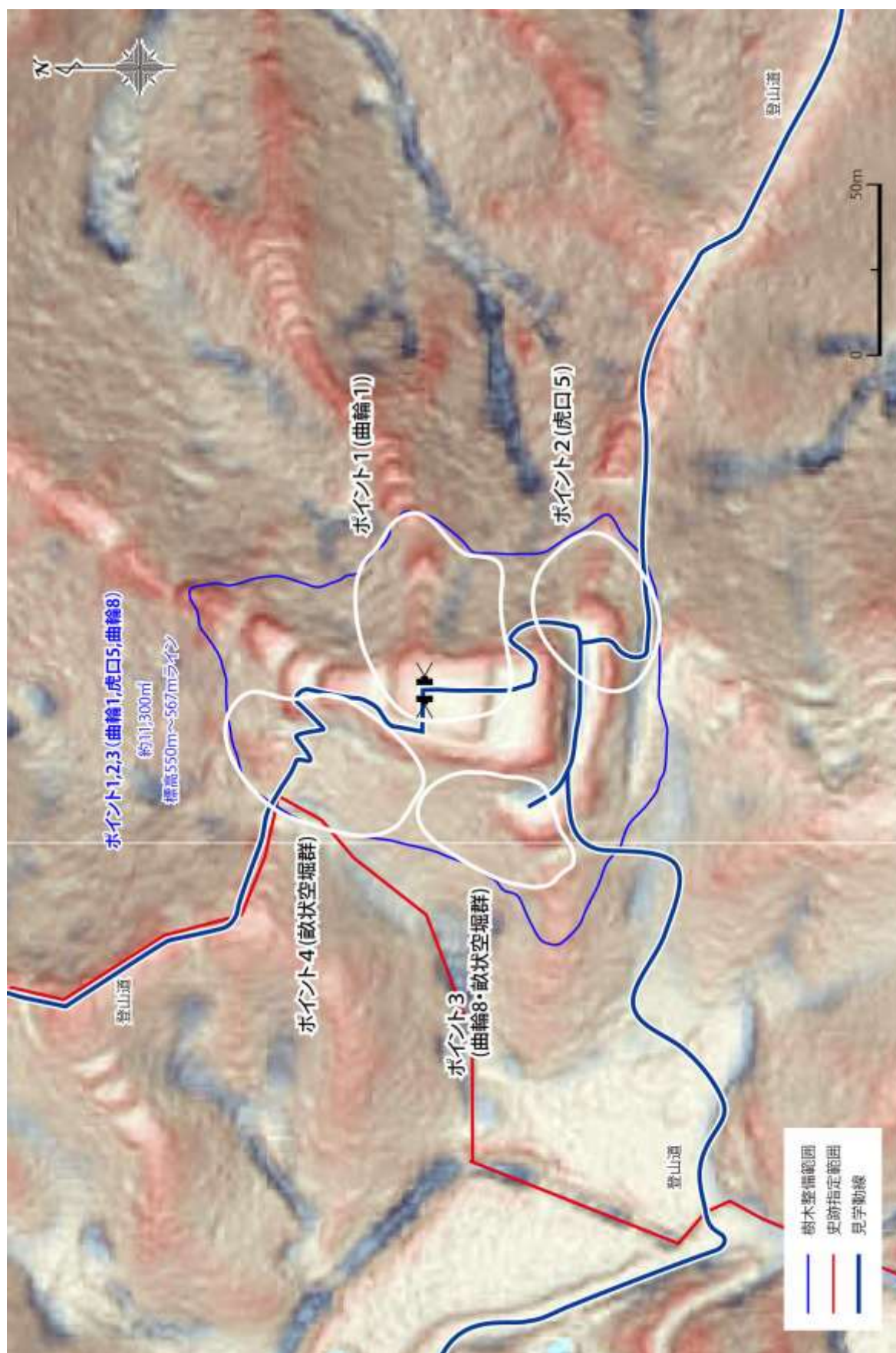
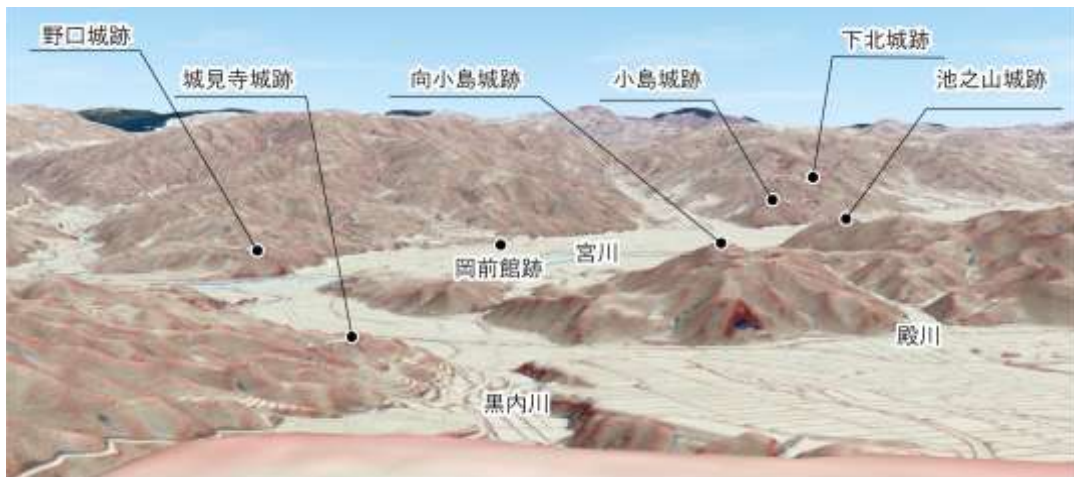


图 13-21 小鷹利城跡 森林整備概念図

ポイント 1（曲輪 1 より東方向を望む）



ポイント 1（曲輪 1 より西方向を望む）

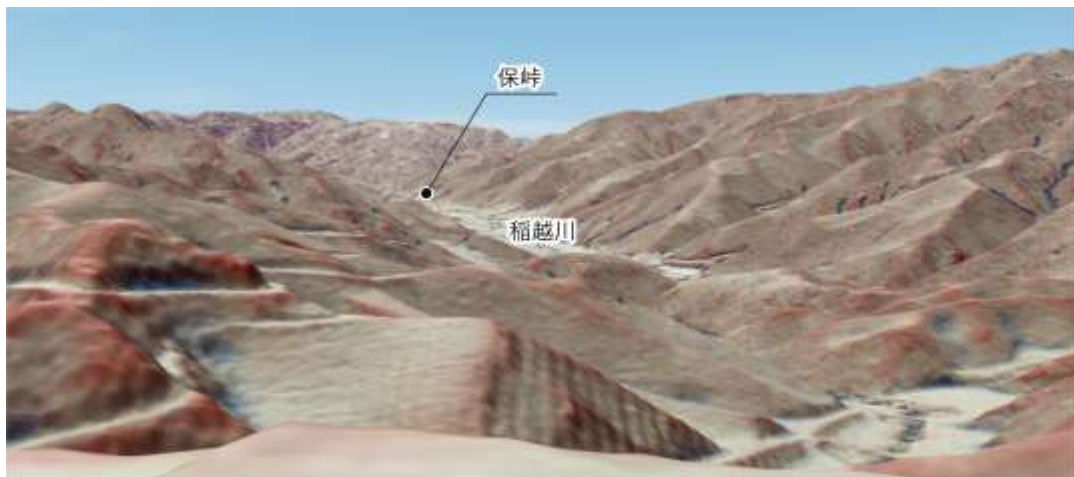


図 13-22 小鷹利城跡眺望シミュレーション図

引用・参考文献

- 蘆田伊人編 1968『大日本地誌大系 斐太後風土記』雄山閣(富田礼彦 1873『斐太後風土記』)
- 岡村利平編 1909『飛州志』(長谷川忠崇編『飛州志』(享保年間))
- 岡村利平校訂 1914『飛驒叢書第三卷 飛驒遺乗合府』住伊書店(桐山力所編『飛驒遺乗合府』(江戸末期)、1986年復刻版、かすみ文庫を参照)
- 大下永 2020b「飛驒市の文化財活用事例」『全史協会報 2020』全国史跡整備市町村協議会
- 大下永 2021a「飛驒における武家拠点の変遷と小島・東町城下町の構造」『中井均先生退職記念論集 城郭研究と考古学』サンライズ出版
- 大下永 2021b「明治前期の地籍図からみる武家拠点周辺の空間構造～飛驒市の事例を中心に～」『飛驒市歴史文化調査室報』第3集、飛驒市教育委員会
- 大下永 2021c「城館調査における赤色立体地図の活用について～飛驒市の調査事例から～」『飛驒市歴史文化調査室報』第3集、飛驒市教育委員会
- 大下永 2021d「飛驒北部における武家拠点周辺地域の構造と変遷―姉小路・江馬から金森へ」『戦国・織豊期の地域社会と城下町―東国編―』戎光祥出版
- 大下永 2021e「＜史料紹介＞高野山不動院所蔵「飛驒国過去帳(二)」」『飛驒の中世』第12号、飛驒中世史の会
- 大下永 2021f「飛驒における武家拠点」『「武家拠点科研」福井研究集会資料集』「武家拠点科研」事務局
- 大下永 2024「史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園～文化財を育む地域のあり方を目指して～」『郷土研究・岐阜』141号、岐阜県郷土資料研究協議会
- 大野政雄編 1970『飛驒国中案内』(上村木曾右衛門 1746『飛驒国中案内』)
- 神岡町・神岡町教育委員会 1999『史跡江馬氏城館跡整備基本構想』
- 神岡町・神岡町教育委員会 1999『史跡江馬氏城館跡整備基本構想概要書』
- 神岡町・神岡町教育委員会 2000『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備基本計画』
- 環境庁 1988「第3回自然環境保全基礎調査 植生調査報告書(岐阜県)」
- 岐阜県 2015『第13次宮・庄川地域森林計画書(宮・庄川森林計画区)』
- 岐阜県教育委員会 1953『岐阜県文化財目録』
- 岐阜県教育委員会 1963『岐阜県指定文化財調査報告書第六巻』
- 岐阜県教育委員会 1998『岐阜県教育史 通史編 各論1』
- 岐阜県教育委員会 2005『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』第4集
- 熊原康博 2019「1:25,000 活断層図 牛首断層帯及び跡津川断層帯とその周辺「飛驒古川」解説書」国土地理院技術資料 D1-No. 931, 13p(国土地理院 HP より)
- 佐伯哲也 2018『飛驒中世城郭図面集』桂書房
- 地質調査所 1957『5万分の1地質図幅 船津 金沢(10) 第44号』
- 地質調査所 1959『5万分の1地質図幅 東茂住 金沢(10) 第36号』
- 地質調査所 1975『5万分の1地質図幅 飛驒古川 金沢(10) 第43号』

- 地質調査所 1981 『5万分の1地質図幅 白木峰 金沢(10) 第35号』
- 野沢 保・河田清雄・河合正虎 1975 「飛驒古川地域の地質」地質研究所
- 飛驒市 2025 『第2期 飛驒市総合政策指針(令和7～11年度)』
- 飛驒市教育委員会 2010 『江馬氏城館跡Ⅵ』
- 飛驒市教育委員会 2010 『史跡江馬氏城館跡下館跡地区整備工事報告書』
- 飛驒市教育委員会 2017 「百足城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2018a 「古川城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2018b 「小島城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2018c 「東町城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2018d 『飛驒市遺跡地図』
- 飛驒市教育委員会 2019a 『飛驒市内遺跡詳細分布調査報告』
- 飛驒市教育委員会 2019b 「向小島城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2019c 「小鷹利城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2019d 「野口城跡現地説明会資料」
- 飛驒市教育委員会 2022a 『姉小路氏城館跡—総括報告書—』
- 飛驒市教育委員会 2022b 『天地を翔ける—江馬氏城館跡のすべて—』
- 飛驒市教育委員会 2023a 『企画展「姉小路氏城館跡と飛驒の中世」展示品図録』
- 飛驒市教育委員会 2023b 『企画展「姉小路氏城館跡と飛驒の中世」解説パンフレット』
- 飛驒市教育委員会 2023c 『姉小路氏城館跡の実像に迫る』(シンポジウム資料集)
- 飛驒市教育委員会 2023d 「姉小路氏城館跡の実像に迫る」(シンポジウム講演録)
- 飛驒市の文化財 HP より (<https://hida-bunka.jp/document/historycourse/>)
- 平井聖ほか編 1979 『日本城郭大系 第9巻 静岡・愛知・岐阜』新人物往来社
- 古川町 1982 『古川町史 史料編一』
- 古川町 1984 『古川町史 史料編二』
- 古川町 1986a 『古川町史 史料編三』
- 古川町 1986b 『古川町史 付図 史料編四』
- 三好清超 2019 「岡前館跡に関わる研究史と既出資料の再検討」『飛驒の中世』第10号
- 三好清超 2020a 「岐阜県史跡古川城跡の発掘調査について」『飛驒市歴史文化調査室報』第2集 飛驒市教育委員会
- 三好清超 2020b 「飛驒国司姉小路氏城館跡の発掘調査について」『岐阜県新発見考古速報 2020 - 令和二年度岐阜県発掘調査報告会発表資料 - 』岐阜県文化財保護センター
- 三好清超 2021 「姉小路氏関連遺跡で出土する中世土師器皿の編年試案」『中井均先生退職記念論集 城郭研究と考古学』サンライズ出版
- 三好清超 2025 「文化財デジタルアーカイブで社会はどのように変わったか—デジタル技術による文化財情報の記録と利活用—」奈良文化財研究所
- 全国遺跡総覧 HP より (<https://sitereports.nabunken.go.jp/online-library/report/74>)
- 森本一雄 1966 『日本城郭全集⑦』人物往来社
- 森本一雄 1968 『飛驒の城』濃飛展望社

森本一雄 1987『定本 飛驒の城』郷土出版社

(株) ジイケイグラフィックス 2016「飛驒市古川町中心市街地町並みサインデザイン計画」

(株) ジイケイグラフィックス 2021「天生の森と人のプロジェクト事業 飛驒市天生県立自然公園サイン計画策定業務報告書」